

松戸市いじめ防止基本方針（案）に係るパブリックコメント（意見募集）手続きの実施結果について

『松戸市いじめ防止基本方針（案）』の策定にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ、4名の方からご意見をいただきました。ご意見をご提出いただき、ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考え方をまとめましたので、お知らせいたします

【パブリックコメント手続き実施結果の概要】

- 1 意見募集期間 令和7年1月6日（月）～令和7年2月5日（水）
- 2 意見提出者数 4名（うち1名は、連名の団体）
- 3 意見件数 92件
- 4 意見内容及び回答 下記のとおり

※ご意見の公表に際しては、個人または法人等の権利利益を害するおそれのある情報等や、公表することが不適切な情報（松戸市情報公開条例第7条に規定する非開示情報）を除いたものとします。

また、いただいたご意見は、当課の認識と異なる点もありますが、趣旨を鑑み加筆修正せず、原文のまま掲載しています。

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
1	3	第1章 3（3）	P3〔保護者は、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを、保護する児童生徒に十分理解させ、いじめを行うことがないように指導を行うこと〕と保護者の責任と役割を記載しています。 この「いじめは絶対に許されない行為である」という原理は、保護者が保護する児童生徒に対して指導するだけではなく、本来「いじめの防止等の対策に関する基本理念」に明記するべきものであると考えます。 そのうえで、「3 責任と役割」のなかで「市民」「児童生徒」「保護者」「学校及び教職員」それぞれに「市民は、基本理念にのっとり…」「児童生徒は、基本理念にのっとり…」「保護者は、基本理念にのっとり…」「学校及び教職員は、基本理念にのっとり…」とするべきです。	国基本方針に倣い、松戸市基本方針の基本理念においても「いじめが、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことを明記しています。 その上で基本理念をもとに、「市民」「児童生徒」「保護者」「学校及び教職員」それぞれが役割を果たしていけるよう取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	5	第2章 3(1)	P5に「いじめ事案支援チームの派遣」の条件として「いじめが理由で児童生徒が3日以上欠席となった場合」としています。 いじめが理由と判断するのに明確な基準を設けるのは至難であると考えます。したがって「いじめが疑われる理由で児童生徒が・・・」と文言修正を望みます。	「いじめが理由」と判断する明確な基準については、教職員の判断ではなく、被害児童生徒を主体として本人やご家庭が被害を訴えた場合としております。 ご指摘の内容を踏まえ、市民の方が理解しやすいように「いじめが理由で児童生徒が3日以上欠席となった場合」を「<u>児童生徒がいじめ等を理由に3日以上欠席となった場合</u>」に修正いたします。	有
		全体	市内各学校で制定された「いじめ防止基本方針」と「本方針」の相関関係を示すべきと考えます。	松戸市基本方針は、国基本方針と学校基本方針の結節点となるものと示されており、各学校のいじめの防止等の取り組みの基盤となるものであると考えます。	無
2		全体	松戸市には、小中学校だけではなく、松戸市立高校もあるにもかかわらず、本件基本方針の案において松戸市立高校について言及されていません。そして、現状としても、たとえば、いじめの電話相談の対象を「主に市内小中学生のいじめの悩みに関すること。」と制限して高校生を対象から排除したり、「いじめ電話相談カード」の配布 松戸市教育委員会では、市内小中学生に下図の「いじめ電話相談カード」を配布しています。」として市内高校生を配布対象から排除したりしているようです。しかし、市内高校生にも市内小中学生と同様にいじめの電話相談の権利を保障し、「いじめ電話相談カード」の配布を受ける権利を保障すべきです。したがって、高校生についても、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒についても、いずれも、たとえば、上記のいじめの電話相談やいじめ電話相談カードの配布など、いじめ問題の種々の施策において、対象になる旨を明記すべきです。	県立・私立高校については、対象外となりますが、県の相談窓口をご案内しています。市立高校に関しては、市立小中学校と同じように相談等の対応をしております。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	1	はじめに	「わが国が抱えている教育課題は多岐にわたっています。」とありますが、一般的に、学校・教育委員会は、いじめを隠蔽する際の口実として、忙しかった、業務が多忙であったなどといって、ただ時間がなかったということにして、いじめの隠蔽ではないとして正当化を企図します。しかし、学校や教育委員会の教職員の仕事環境の改善といじめ問題・いじめ隠蔽問題の解決とは全く別のことです。そもそも、いじめをしたり、いじめを隠蔽したりすることが絶対に許されない以上、いじめをしたり、いじめを隠蔽したりすることをやめて、いじめをしたり、いじめを隠蔽したりしていた時間をいじめ問題・いじめ隠蔽問題に取り組む時間に充てれば、時間が無いということにはならないのです。したがって、いじめやいじめの隠蔽以外にも教育課題が山積しているからいじめを隠蔽して良いとの前提となり得る上記の記載は削除すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無
	1	はじめに	「これまでに、いじめに対する様々な対策が取られてきました。」とありますが、そうした対策に合わせて、学校・教育委員会は、あの手この手でああ言えばこう言うといったように、いじめを扇動し、いじめを隠蔽してきました。近年の松戸市では、松戸市立中学校のいじめ自殺(少なくとも、千葉県警察、文部科学省、裁判所が自殺であったと認め、少なくとも、文部科学省、裁判所が、いじめが疑われていたと認めたにもかかわらず、いじめはなかった、自殺かどうか分からない、として松戸市は今だにこのいじめ自殺を重大事態であると認めていません。)、松戸市立小学校のいじめ(外国人差別であるとともに、教員が児童による暴力を扇動し、それを当時の教育長が厳しい指導だったと評価しました。)が象徴的です。そうした経緯を全く無視して、種々の方策を懸命にとってきたかのように記載することは、当事者意識が欠如しているものというほかなく、本来の基本方針と全く相容れないと言わざるを得ません。したがって、「そうした対	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			策に合わせて、学校・教育委員会は、あの手この手でああ言えばこう言うといったように、いじめを扇動し、いじめを隠蔽してまいりました。近年の松戸市でも、松戸市立中学校のいじめ自殺（少なくとも、千葉県警察、文部科学省、裁判所が自殺であったと認め、少なくとも、文部科学省、裁判所が、いじめが疑われていたと認めたにもかかわらず、いじめはなかった、自殺かどうか分からない、として松戸市は今だにこのいじめ自殺を重大事態であると認めていません。）、松戸市立小学校のいじめ（外国人差別であるとともに、教員が児童による暴力を扇動し、それを当時の教育長が厳しい指導だったと評価しました。）が象徴的です。このように、学校・教育委員会は、いじめに対する様々な対策を徹底的に無視、無力化、恣意的運用による改変等をしてまいりました。」と修正すべきです。		
	1	はじめに	「いじめによる問題行動」とありますが、この文言では、まるで、いじめの被害者がいじめを受けたことでとる行動が問題行動であるとして、いじめの隠蔽に利用されることとなります。従前から、学校・教育委員会は、いじめを隠蔽するために、いじめの被害者がとる正常な行動を異常な行動であるとして、精神障害の症状、すなわち、精神障害の診断基準に合致する思考及び行動にあたるということにして、いじめの訴えを被害妄想、認知の歪み、認知の偏りであるとか、それらの疑いがあるなどとしてきました。これには、児童相談所、スクールカウンセラーなどが利用されてきました。したがって、「いじめによる問題行動」という文言ではなく、「いじめ」ですとか、「いじめ行為」と修正すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無
	1	はじめに	「いじめによる問題行動は根絶には至らず、児童生徒の心身を大きく傷つけ、精神的なダメージを与えています。」とありますが、いじめの被害者ならばこの基本方針案の「はじめに」を見ただけで以下のことが分かります。この基本方針案を作成した職員は、いじめを受けたことがなく、む	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			しろ、この基本方針をいじめの隠蔽に利用し、いじめを隠蔽してきたことをも隠蔽することに利用しようと企図し、少しでも、いじめの隠蔽に利用できそうな文言にしていこうという意図 が随所から看取することができます。学校・教育委員会は、いじめをちょっとした嫌なことであるかのように言い立てて、事態を些少化しようとしているのです。このようなことは、断じて許されるべきではありません。したがって、「いじめは根絶には至らず、加害児童・加害生徒の当初のいじめによって、さらに、学校・教育委員会がいじめを徹底的に隠蔽することによって、いじめの被害者は、その心身を取り返しが付かないまでに侵襲され、人生を破壊されてきました。」と修正すべきです。		
	1	はじめに	『『これ以上、いじめに悩み、苦しむ子どもを出してはいけない、いじめによって子どもたちの尊い命が奪われてはならない』という思いは、学校教育に携わる全ての教職員の共通の願いであります。』とありますが、この文は、いじめの被害者であり、いじめ被害を学校・教育委員会によって隠蔽されたいじめ隠蔽の被害者として絶対に認められない。私自身がいじめを受けいじめを隠蔽され、いじめ被害といじめ隠蔽被害との経験者として、いじめ被害者やいじめ隠蔽被害者たちから相談を受けてきた経験からして、「学校教育に携わる」「教職員」には、『『これ以上、いじめに悩み、苦しむ子どもを出してはいけない、いじめによって子どもたちの尊い命が奪われてはならない』という思い』を抱いている者などただの一人も存在しない。むしろ、「学校教育に携わる全ての教職員の共通の願い」や「思い」は、「自分の児童生徒は、いじめなんてしない。いじめをされたと言いつくす子どもは、大人に構ってほしくて嘘をついているどうしようもない劣等者であり、集団生活に適應できない異常者であり、死のうが生きよう	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			が構いやしないが、とっとと目の前からいなくなってもらいたい。ただ、自殺されると対応が面倒くさいから、生かさず殺さず卒業してもらいたい。いじめを受けたなんて言い出す子どもの命なんて何とも思っていない。毎日、心安らかに暮らしたい。自分の児童生徒はみんな良い子、みんな仲良し。いじめを訴えてきても、学校、教育委員会がみんな味方同士だから無視すればいい、それで全然平気。だーれも、いじめなんて認めないよ。いじめを訴えてくる子どもは異常者、劣等者、いじめを訴えてくる保護者はモンスター・ペアレント、それでいい。保護者が口うるさくても、無視し続ければいい、学校でも教育委員会でも誰も文句を言わない、みんなそうやってきたんだから。時間が経てば自分は異動するから、関係がない。とくに、保護者が子どもを虐待していれば、保護者が動くこともないから、その子を教職員が直接虐めても何にも言ってこない。いじめを隠蔽したって、警察も検察も動かないし、弁護士も金の亡者だから受任する奴なんていないし、マスコミも子どもがいくら言っただって報道しないし、議員も子どもや保護者の悪口をあることないこと言ってやれば動かないし、裁判所も学校・教育委員会を勝たせてくれる、第三者検証委員会もみんな学校・教育委員会の味方だから絶対に悪い答申は出ないし、だって委員の先生方はみんなが教育委員会の選んだ先輩、教育委員会の顧問弁護士、学校のスクールカウンセラーたちだもの、みんな仲間！ 虐められた方が悪い、でも、いじめじゃない、それが分からない子は世間を知らない、先生に迷惑をかけた方が悪い、それが社会だ、社会の厳しさを教えてあげる、あーあ、今日も、見なかったことにしよー！ みんな隠蔽してくれるから楽だなー！ いじめを訴えてくる子どもは、脳の病気だ、スクールカウンセラーを通じて精神病院に送って、身体拘束して向精神薬の投与や電気けいれん療法をやって殺してくれる、みんなやってきた、精神科の患者が死んで		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			も誰も不思議に思わない、目の前で、子どもが泣きながらゴキブリやナメクジを食べさせられていても、排泄や自慰行為を強要されて撮影されて共有されていても、知らないし、見ていない、証拠がない、みんな良い子だから、おふざけ、いたずら、何か言ってくる大人がいたら、子どもが知的障害か統合失調症だから自分から進んでやったことにしよう、精神障害には生体検査がないんだから。自分たちがいじめはなかったと言えばいじめはないんだ！目の前で起きているこれも、いじめじゃない、昔からずっとそうやってきた。さあ、今日も、みんなと楽しい一日を過ごすぞー！」といったようなものです。したがって、『これ以上、いじめに悩み、苦しむ子どもを出してはいけない、いじめによって子どもたちの尊い命が奪われてはならない』という思いは、学校教育に携わる全ての教職員の共通の願いであります。」という文を『自分の児童生徒は、いじめなんてしない。いじめをされたと言い出す子どもは、大人に構ってほしくて嘘をついてるどうしようもない劣等者であり、集団生活に適應できない異常者であり、死のうが生きようが 構いやしないが、とつと目の前からいなくなってもらいたい。ただ、自殺されると対応が面倒くさいから、生かさず殺さず卒業してもらいたい。いじめを受けたなんて言い出す子どもの命なんて何とも思っていない。毎日、心安らかに暮らしたい。自分の児童生徒はみんな良い子、みんな仲良し。いじめを訴えてきても、学校、教育委員会がみんな味方同士だから無視すればいい、それで全然平気。だーれも、いじめなんて認めないよ。いじめを訴えてくる子どもは異常者、劣等者、いじめを訴えてくる保護者はモンスター・ペアレント、それでいい。保護者が口うるさくても、無視し続ければいい、学校でも教育委員会でも誰も文句を言わない、みんなそうやってきたんだから。時間が経てば自分は異動するから、関係がない。とくに、保護者が子どもを虐待していれば、保		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			護者が動くこともないから、その子を教職員が直接虐めても何にも言っていない。いじめを隠蔽したって、警察も検察も動かないし、弁護士も金の亡者だから受任する奴なんていないし、マスコミも子どもがいくら言たって報道しないし、議員も子どもや保護者の悪口をあることないこと言っ てやれば動かないし、裁判所も学校・教育委員会を勝たせてくれる、第三者検証委員会もみんな学校・教育委員会の味方だから絶対に悪い答申は出ないし、だって委員の先生方はみんなが教育委員会の選んだ先輩、教育委員会の顧問弁護士、学校のスクールカウンセラーたちだもの、みんな仲間！ 虐められた方が悪い、でも、いじめじゃない、それが分からない子は世間を知らない、先生に迷惑をかけた方が悪い、それが社会だ、社会の厳しさを教えてあげる、あーあ、今日も、見なかったことにしよー！ みんな隠蔽してくれるから楽だなー！ いじめを訴えてくる子どもは、脳の病気だ、スクールカウンセラーを通じて精神病院に送って、身体拘束して向精神薬の投与や電気けいれん療法をやって殺してくれる、みんなやってきた、精神科の患者が死んでも誰も不思議に 思わない、目の前で、子どもが泣きながらゴキブリやナメクジを食べさせられていても、排泄や自慰行為を強要されて撮影されて共有されていても、知らないし、見ていない、証拠がない、みんな良い子だから、おふざけ、いたずら、何か言ってくる大人がいたら、子どもが知的障害か統合失調症だから自分から進んでやったことにしよう、精神障害には生体検査がないんだから。自分たちがいじめはなかったと言えはいじめはないんだ！ 目の前で起きているこれも、いじめじゃない、昔からずっとそうやってきた。さあ、今日も、みんなと楽しい一日を過ごすぞー！』という思いは、学校教育に携わる全ての教職員の共通の願いであります。」に修正すべきです。		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	1	はじめに	「平成２５年に、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）が制定され、いじめ問題について学校が取るべき施策が明記されました。」とありますが、いじめ防止対策推進法の立法事実は、学校・教育委員会がいじめを徹底的に隠蔽してきたということを明記すべきです。こうした案文を見るにつけ、本件の基本方針案の全体に共通していえることですが、学校・教育委員会にとって都合の悪い言葉を排除して文言が作成されています。そうした姿勢そのものを改めるべきです。実際、いじめ防止対策推進法は、学校について言えば、学校を主体としていじめについて取り組むよう規定したのではなく、学校を客体として、いじめについてとるべきことを義務付けているものです。そして、いじめについてとるべきことが義務付けられた客体は、公立学校については、学校だけではなく、教育委員会も含まれます。したがって、「平成２５年に、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）が制定され、いじめ問題について学校が取るべき施策が明記されました。」という文を「従前から、学校・教育委員会がいじめを受けた児童生徒のことを何ら顧みず、いじめを徹底的に隠蔽してきたことから、平成２５年に、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）が制定されました。いじめ問題やいじめ隠蔽問題について学校・教育委員会に種々の法的義務が規定されました。」に修正すべきです。	法第三章、第四章において、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的な施策を示しています。	無
	1	はじめに	上記に続いて、「また、令和４年１２月には生徒指導提要の改訂も行われました。」とありますが、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」についての言及がなく、これら、とりわけ「いじめの防止等のための基本的な方針」と「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」とが学校・教育委員会にと	松戸市基本方針の策定においては、法の趣旨を踏まえ、国や県の基本方針に基づいていることから、令和６年８月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）も参酌しています。なお、「不登	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			っていじめを隠蔽する上で都合の悪い最たるものであることからすると、あえて無視したことは大いに納得できます。しかし、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、とりわけ「いじめの防止等のための基本的な方針」と「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」とについては、実際に、松戸市教育委員会がいじめを隠蔽したことの責任を追及する裁判において、大いに効果を発揮したものです。したがって、「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂、「不登校重大事態に係る調査の指針」の策定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の制定、改定があるものについてはその改定についても明記すべきです。	校重大事態に係る調査の指針」は、ガイドラインの改訂に併せ、これを廃止し、ガイドラインに盛り込まれています。	
	1	はじめに	「各学校においては、法に基づき、基本方針や組織を設置し、常に学校の実情に合うように基本方針の見直しを行い、学校全体で取り組んでいるところ。」とありますが、「基本方針」が「常に学校の実情に合うように」、「見直しを行」ってきたというのは、絶対にあってはならないことです。いじめを徹底的に隠蔽することが「学校の実情」なのですから、そのようなものに合わせて基本方針を歪めないでください。しかも、ただ「学校の実情に合うように基本方針の見直しを行うのではなく、「常に」というのですから、悪質性は極めて強いものです。さらに、「学校全体で取り組んでいる」というのです。絶対に許されません。学校の実情になんて合わせてしまったら、如何なる基本方針であっても、いじめを隠蔽することを阻止することに資しず、かえっていじめの隠蔽に資することになってしまいます。学校・教育委員会は、自分たちに都合の悪いことは改めようともしないのに、いじめを隠蔽することについては「常に学校の実情に合うよ	法第13条において、学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとしています。また、法第22条において、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くこととされており、組織的にいじめへの対応にあたることを示しています。 なお、情報公開については、松戸市情報公開条例及び個人情報保護法に基づいて対応することとなります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			うに基本方針の見直しを行う」というのです。あまりにも理不尽であり、到底、許されるものではありません。そうすると、「常に学校の実情に合うように基本方針の見直しを行い、学校全体で取り組んでいる」ことは、「法に基づく」ものではなく、法に違反しています。そして、情報公開請求に対して、そうした「組織」で使った公文書を情報公開請求しても、特定さえされない事態が続いています。このことは、その「組織」が公文書さえ取得・作成していないか、又は公文書を特定して開示請求者に開示したり情報公開審査会の委員のインカメラ審議に供したりすることに耐えることができないまでにその「組織」が形骸化したものであることを隠蔽するためにその公文書を学校・教育委員会が隠匿ないし廃棄したものと いえます。したがって、「各学校においては、法に反して、基本方針や組織をあくまでも形式的、表面的に設置しているところです。常にいじめを隠蔽しやすくするように基本方針の改悪を行い、学校全体でいじめの隠蔽に取り組んでいるところです。」と修正した上で、「このようなことをやめて、各学校においては、法に基づき、基本方針を制定し、実質的な組織を設置することとします。」と明記すべきです。		
	1	はじめに	「本市においては、社会の多様化と同じく、いじめ問題も多様化・複雑化しており、学校での対応においても苦慮しているところであります。」とありますが、たとえば、撮影機器や録音機器の普及などによって、以前には被害者が証拠化することができなかったものを証拠化することができるようになったり証拠化しにくかったものが証拠化しやすくなったりしたこと、また、加害者がいじめ行為を撮影して共有してしまうことでそれがかえっていじめの証拠となるようになったことなどを受けて、いじめの隠蔽方法を変えなければならなくなったことなどを「学校での対応においても苦慮している」と評価しているものと考えられます。上記の例で言え	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			ば、みんなのいる前で排泄行為や自慰行為を強要するいじめがあっても、かつては、被害者の証言だけでは、そういうこと自体がなかったとして、しらを切り通すことで対処していたものの、近年では、みんなのいる前で排泄行為や自慰行為を強要するだけでなく、その姿態を撮影するようになったことから、その画像ないし動画が存在することとなり、その児童生徒が自分から進んでやったということにして、みんなの前でそのような行為に及んだのはその児童生徒が知的障害だからだ、知能検査をして知的障害がなければ、精神障害とくに統合失調症だからだということにして処理することが顕著です。このように、「本市においては、社会の多様化と同じく、いじめ問題も多様化・複雑化しており、学校での対応においても苦慮しているところであります。」との文は、いじめ被害者に対する悪意に満ち満ちており、いじめ被害者の尊厳を蹂躪するものと言うほかありません。したがって、「本市においては、社会の多様化と同じく、いじめ問題も多様化・複雑化しており、学校での対応においても苦慮しているところであります。」との文を「本市においては、社会の多様化と同じく、いじめ問題も多様化・複雑化しており、学校でのいじめの隠蔽においてもいじめ方法の変化に臨機応変に対応しているところであります。」に修正すべきです。		
	1	はじめに	「学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことが示されました。」とありますが、具体的な内容はこの案文には記載されていません。これが、かつての登校拒否症のように、いじめの被害を訴えている人たちを脳の病気だと言って精神病院に強制入院させたり、いじめ被害の訴えを統合失調症や妄想性障害の被害妄想であるとか発達障害の認知の偏りであるなどとレッテル貼りしたりするなどして隠蔽することを含むものではないことを明示すべきです。	国の施策を記載したものであり、個別具体的な事例は挙げず、原文のままとさせていただきます。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	1	はじめに	「市長部局に学校以外のいじめ相談にも対応する体制を整え」とありますが、行政経営課いじめ相談担当室は学校のいじめについても学校以外 <i>の</i> いじめについても両方とも相談対象としていることをわかりやすく明示すべきです。	「学校以外 <i>の</i> いじめ相談にも対応する」と記載していることから、学校のいじめについても学校以外 <i>の</i> いじめについても対応することになります。	無
	2	第1章 2	「全ての児童生徒が安心して学校生活を送り」とありますが、実例を挙げて御説明します。いじめの被害者がいじめ被害を訴え出たところ、学校・教育委員会は、まず、加害者という言葉を使わないように言い出した上で、「お友達」（いじめの加害者たちのことです。）の将来を考えてください、あなた一人の人生とお友達たちの人生どちらが大切ですか」などと言っていじめ被害の訴えを握りつぶすのです。したがって、こうしたことに利用しないことを明示すべきです。実際に、松戸市教育委員会は、いじめを隠蔽した件での情報公開の手續において、全ての児童生徒が安心して学校生活を送る妨げとなるおそれがあると主張して、いじめ問題の公文書のうちいじめ隠蔽を追及するために極めて重要な情報を開示しませんでした。このようにして、利用されてしまっている現状があるのです。なお、当然のことながら、いじめの加害者は、いじめの被害者の友達ではありません。	情報公開については、松戸市情報公開条例及び個人情報保護法に基づいて対応することとなります。	無
	2	第1章 2	「様々な活動に取り組むことができるよう」とありますが、この「活動」には、いじめやいじめの隠蔽等が含まれないことを明示すべきです。そうしなければ、基本方針において、様々な活動に取り組むことができるようにすることになっているから、いじめではないとされたり、いじめの被害者がいじめだと訴えていることをさせないようにすることはこの基本方針のこの定めに反するから許されないこととされたりすることが容易に予想されます。こうしたことに利用しないことを明示しなければ、学校・教育委員会がいじめの隠蔽にこの定めを利用することを表明したと評価すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	2	第1章 2	「全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう」とありますが、「認識しながら放置することがないよう」との文言は、かねてからのいじめやいじめ自殺の裁判において学校・教育委員会がいじめだと認識していないとして争ってきたことを彷彿とさせる言葉です。あえてこのような文言を使用することは、基本方針に「いじめを認識しながら放置することがないよう」と書いてあるから、いじめを認識していない以上、いじめの放置に当たらない、などと主張することを目的とした準備行為であるといえます。また、いじめやいじめの隠蔽をしてはならないのは教職員も同じです。したがって、「全ての児童生徒は、いじめを行なってはならず、いじめを隠蔽してはならない。全ての学校・教育委員会の教職員その他職員は、いじめを行なってはならず、いじめを隠蔽してはならない。」と修正すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無
	2	第1章 2	「児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。」とありますが、ここで全てのという言葉をつけなかった意図が不明です。上記と同様に、「全ての児童生徒も全ての学校・教育委員会の教職員その他職員も、ともに、十分に理解できるようにしなければならない。」と修正すべきです。	ご指摘の主旨は理解しますが、国基本方針の基本理念に倣っているため、原文のままとさせていただきます。	無
	2	第1章 2	「いじめの問題を克服すること」とありますが、いじめをなかったことにすることや、いじめを訴えている人に対してたとえば「そんな些細なことをいちいちいじめだなんて言うな」などと言うなどして処理することは、「いじめの問題を克服すること」に含まれないことを明示すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無
	2	第1章 3(1)	「市民は、児童生徒に対する見守り等を行い、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めることとする。」とありますが、市民がいじめやいじめの疑いを認めて、学校・教育委員会、行政経営課いじめ相談担当室等にいじめについての情報を提供しても、学校・教育委員会、行政	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			経営課いじめ相談担当室等は、「市民は、児童生徒に対する見守り等を行い、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めることとする。」という文言を利用して、市民は、児童生徒に対する見守り等だけをしていればいい！、基本方針でそう定めてある！、見守りの域を逸脱している！、見守り等の等にも当たらない！、いじめをしたことにされた児童生徒が安心して過ごすことができなくなる！、などと言い出すことなどでいじめを隠蔽することが容易に予想されます。したがって、「市民は、児童生徒に対する見守り等を行い、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めることとする。」の後に、「市民がいじめやいじめの疑いを認めて、学校・教育委員会、行政経営課いじめ相談担当室等にいじめについての情報を提供しても、学校・教育委員会、行政経営課いじめ相談担当室等は、「市民は、児童生徒に対する見守り等を行い、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めることとする。」という文言を利用して、市民は、児童生徒に対する見守り等だけをしていればいい！、基本方針でそう定めてある！、見守りの域を逸脱している！、見守り等の等にも当たらない！、いじめをしたことにされた児童生徒が安心して過ごすことができなくなる！、などと言い出すことなどでいじめを隠蔽してはならない。」を追記すべきです。		
	2	第1章 3(1)	「市民は、いじめを発見した場合、またはいじめの疑いがあると認められる場合には、学校等に情報を提供するよう努めることとする。」とありますが、まず、「等」の範囲が不明です。そして、いじめを隠蔽する人たちにいじめに関する情報を提供することを努力義務として市民に課すことは、学校がいじめを隠蔽するための種々の行為を容易にすることを助長することになりますから、いじめ問題の対処として効果的であるとはいえません。いじめ情報の提供先は、学校ではなく、第三者検証委員会にすべき	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			です。したがって、「市民は、いじめを発見した場合、またはいじめの疑いがあると認められる場合には、松戸市いじめ防止対策委員会、松戸市いじめ調査委員会に情報を提供しなければならない。」と修正すべきです。		
	2	第1章 3(2)	「イ 全ての児童生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。」とありますが、上記の「認識しながら放置することがないよう」との文言についての箇所でも述べたとおり、かねてからのいじめやいじめ自殺の裁判において学校・教育委員会がいじめだと認識していないとして争ってきたことを彷彿とさせる言葉です。あえてこのような文言を使用することは、基本方針に「全ての児童生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。」にと書いてあるから、いじめを認識していない以上、いじめの放置に当たらない、などと主張することを目的とした準備行為であるといえます。また、あえて「これを放置してはならない。」と記載していますが、文脈上、明らかに「これ」はいじめを指すと考えられます。しかし、学校・教育委員会は、こうした記載を利用して「これ」はいじめのことではないなどと言い出しかねませんから、いじめと明示すべきです。したがって、「イ 全ての児童生徒は、いじめを隠蔽してはならない。」と修正すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無
	2	第1章 3(2)	「ウ 全ての児童生徒は、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。」とありますが、「いじめによる問題行動は根絶には至らず、児童生徒の心身を大きく傷つけ、精神的なダメージを与えています。」の文言の箇所で述べたとおり、この基本方針案を作成した職員は、いじめを受けたことがなく、むしろ、この基本方針をいじめの隠蔽に利用し、いじめを隠蔽してきたことをも隠蔽することに利用しようと企図し、少しでも、いじめの隠蔽に利用できそうな文言にしていこうという意図が随所から看取することができます。学校・教育委員	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			会は、いじめをちょっとした嫌なことであるかのように言い立てて、事態を些少化しようとしているのです。このようなことは、断じて許されるべきではありません。したがって、「ウ 全ての児童生徒は、加害児童・加害生徒の当初のいじめによって、さらに、学校・教育委員会がいじめを徹底的に隠蔽することによって、いじめの被害者が、その心身を取り返しが付かないまでに侵襲され、人生を破壊されてきたことの理解を深めなければならない。」と修正すべきです。		
	2	第1章 3 (3)	「ア 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護するように努めることとする。」とありますが、この文言は、かつてでは登校拒否症、現在では統合失調症や発達障害などの診断や疑いによって精神病院送りにして無力化することでいじめを隠蔽することが横行してきたところ、いじめ被害者の保護者が、うちの子は実際に虐められている、精神障害ではないと言って、我が子の精神科送りを拒否することで、医療ネグレクトとして虐待親扱いされて親子分離されたうえでいじめ被害者は児童相談所で強制的に精神病院につながれて、学校・教育委員会がいじめはなかったと言っているのに対して子どもが虐められたと言っていることを以て精神障害の診断を付けることに利用されることが容易に予想されます。診断基準に生体検査は一切ありません。精神科医の主観だけで診断されます。それなのに、精神障害の診断が付けられれば、いじめ被害の訴えは被害妄想や認知の偏りや認知の歪みとして処理されていじめの隠蔽は完成します。実際に、松戸市立学校、松戸市教育委員会はこうした手法を今も昔も頻りに使用しています。こうしたことを直ちに止めるべきです。したがって、「ア 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護するように努めることとする。」の後に続けて、「かつてでは登校拒否症、現在では統合失調症や発達障害などの診断や疑いによって精神病院送りにして無力	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			化することでいじめを隠蔽することが横行してきたところ、いじめ被害者の保護者が、うちの子は実際に虐められている、精神障害ではないと言って、我が子の精神科送りを拒否することで、医療ネグレクトとして虐待親扱いして親子分離したうえでいじめ被害者は児童相談所で強制的に精神病院につないで、学校・教育委員会がいじめはなかったと言っているのに対して子どもが虐められたと言っていることを以て精神障害の診断を付けることに利用してまいりました。診断基準に生体検査は一切ありません。精神科医の主観だけで診断されます。それなのに、精神障害の診断が付けられれば、いじめ被害の訴えは被害妄想や認知の偏りや認知の歪みとして処理されていじめの隠蔽は完成します。このようにして、「ア 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護するように努めることとする。」という文言を利用することは断じて行ないません。実際に、松戸市立学校、松戸市教育委員会はこうした手法を今も昔も頻りに使用してまいりました。しかし、こうしたことを直ちに止めます。」と追記すべきです。		
	3	第1章 3 (3)	「ウ 保護者は、市や学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることとする。」とありますが、「市や学校が講ずるいじめの防止等のための措置」とは、一般的に、いじめを助長したり、いじめを隠蔽したりすることをその内容とするものですから、たとえ努力義務であるとはいえども、保護者にいじめの助長やいじめの隠蔽について協力義務を課すことは断じて許されません。したがって、「ウ 保護者は、市や学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることとする。」の後に続けて。「市や学校は、いじめの防止等のための措置と称して、いじめを助長したり、いじめを隠蔽したりしてまいりましたが、たとえ努力義務であるとはいえども、保護者にいじめの助長やいじめの隠蔽について協力義務を課すものではありません。」と追記すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	3	第1章 3(4)	「(4) 学校及び教職員 ア 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。 イ 学校及び学校の教職員は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。」とありますが、「全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう」という文言の箇所述べたことと同様に、「在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるとき」との文言は、かねてからのいじめやいじめ自殺の裁判において学校・教育委員会が、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われなかったとして争ってきたことを彷彿とさせる言葉です。あえてこのような文言を使用することは、基本方針に「在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるとき」と書いてあるから、いじめを受けていると思われなかった以上、いじめに対処する必要がない、などと主張することを目的とした準備行為であるといえます。また、いじめやいじめの隠蔽をしてはならないのは、児童生徒だけではなく、教職員も同じです。この点をあえて定めずにいようとする意図は、本件の基本方針をいじめの隠蔽の妨げとなるようなものにしないよう形骸化してむしろいじめを隠蔽することに利用することにあると言わざるを得ません。さらに、いじめ被害者の範囲については、「児童生徒が」「在籍」している場合に限定していることから、いじめ被害者が転校を余儀なくされたり、卒業したりした場合には、学校・教育委員会は「適切かつ迅速にこれに対処しなければならない」ことにはならなくなっているのです。いじめの被害者が在籍していなくとも、適切かつ迅速にいじめに対処しなければならないことは言うまでもありません。また、「連携を図る「関係者」というのは、いじめを隠蔽してきた団体である校長会や教職	松戸市では、各学校において積極的ないじめの認知をしています。小さなトラブル等も含め、児童生徒が心身に苦痛を少しでも感じた際に学校が広くいじめとして認知していることから、いじめの認知件数が多い状況で推移していますが、初期の段階で丁寧な対応をすることで、いじめの重篤化を防ぐことができています。今後も適切かつ迅速に対応してまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			員組合などを含まず、いじめの被害者たちを中心にすべきです。また、文脈上、明らかに「これ」はいじめを指すと考えられます。しかし、学校・教育委員会は、こうした記載を利用して「これ」はいじめのことではないなどと言い出しかねませんから、いじめと明示すべきです。したがって、 「(4) 学校及び教職員 ア 全ての学校・教育委員会の教職員その他職員は、いじめを行なってはならず、いじめを隠蔽してはならない。 イ 全ての学校・教育委員会の教職員その他職員は、関係者（いじめを隠蔽してきた団体である校長会や教職員組合などを含まず、いじめの被害者たちを中心にします。）との連携を図りつつ、学校や教育委員会や市全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。 ウ 全ての学校・教育委員会の教職員その他職員は、児童生徒がいじめを受けていたり、児童生徒やその家族等が児童生徒自身や家族等である児童生徒がいじめられたと伝えたりしたとき（口頭（対面、電話を問わない。）であれ、書面であれ、）は、いじめであると認識しなければならず、いじめの認識がなかったとすることは許されず、最大限に適切かつ最大限に迅速にいじめに対処しなければならない。」と修正すべきです。		
	3	第2章 1	「松戸市は、国、県に基づいて、」とありますが、国、県に基づいてという言葉の意味が不明です。国、県の何に基づくのかをあえて伏せるというのは大変な問題があります。この指摘を受けて、パブリックコメントに対する回答として、国と県のそれぞれ何に基づくのかを初めて示すことで、松戸市教育委員会は、国と県のそれぞれ何に基づくのかについてパブリックコメントの対象に含めずに済ませることを企図したものというほかありません。このようなことは、到底、許されるものではありません。	脱字であったため、「松戸市は、国、県に基づいて」を「松戸市は、<u>法の趣旨を踏まえ、国、県の基本方針</u>に基づいて」に修正いたします。	有

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	3	第2章 2	「市長部局は、いじめの防止と子どもの安心安全な生活を守るため、以下の施策を推進する。」とありますが、とりわけ「子どもの安心安全な生活を守る」という箇所について事例を挙げて御説明します。いじめの被害者がいじめ被害を訴え出たところ、学校・教育委員会は、まず、加害者という言葉を使わないようにと言い出した上で、「お友達」（いじめの加害者たちのことです。）の将来を考えてください、あなた一人の人生とお友達たちの人生どちらが大切ですか」などと言っていじめ被害の訴えを握りつぶすのです。したがって、こうしたことに利用しないことを明示すべきです。実際に、松戸市教育委員会は、いじめを隠蔽した件での情報公開の手續において、全ての児童生徒が安心して学校生活を送る妨げとなるおそれがあると主張して、いじめ問題の公文書のうちいじめ隠蔽を追及するために極めて重要な情報を開示しませんでした。このようにして、利用されている現状があるのです。なお、当然のことながら、いじめの加害者は、いじめの被害者の友達ではありません。	情報公開については、松戸市情報公開条例及び個人情報保護法に基づいて対応することとなります。	無
	3	第2章 2(1)	「松戸市は、法第30条第2項の規定に基づき「松戸市いじめ調査委員会」を設置する。「松戸市いじめ調査委員会」は市長の諮問に応じ、松戸市いじめ調査委員会条例第2条に定める事項について調査をする。」とありますが、実際に、松戸市長は、いじめの被害者やその保護者が松戸市いじめ防止対策委員会の判断に問題があるとして松戸市いじめ調査委員会による調査を求めても、その必要はない、調査できない、などと言い立てて、調査を拒否し続けています。こうしたことは、いじめ防止対策推進法、松戸市いじめ調査委員会条例に違反するものであり、断じて許されるものではありません。いじめの被害者本人やその家族・遺族が、口頭（対面、電話を問わない。）であれ、書面であれ、松戸市いじめ調査委員会による調	松戸市いじめ調査委員会の設置根拠、その目的について示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			査を求めれば必ず、松戸市いじめ調査委員会を開催して調査するべきです。したがって、「松戸市は、法第30条第2項の規定に基づき「松戸市いじめ調査委員会」を設置する。「松戸市いじめ調査委員会」は市長の諮問に応じ、松戸市いじめ調査委員会条例第2条に定める事項について調査をする。」の後に続けて、「いじめの被害者本人やその家族・遺族が、口頭（対面、電話を問わない。）であれ、書面であれ、松戸市いじめ調査委員会による調査を求めれば必ず、松戸市いじめ調査委員会を開催して調査しなければならない。 実際に、松戸市長は、いじめの被害者やその保護者が松戸市いじめ防止対策委員会の判断に問題があるとして松戸市いじめ調査委員会による調査を求めても、その必要はない、調査できない、などと言い立てて、調査を拒否し続けてまいりました。しかし、いじめ防止対策推進法、松戸市いじめ調査委員会条例に違反するものであり、断じて許されるものではありませんから、直ちに松戸市いじめ調査委員会に諮問致します。」と追記すべきです。		
	3	第2章 2(1)	「いじめの防止の取り組みや対応についての学校と地域の関係機関等との問題にかかる連携を確保する」とありますが、「地域の関係機関等」というのは、いじめを隠蔽してきた団体である校長会や教職員組合などを含まず、いじめの被害者たちを中心にすべきです。したがって、「地域の関係機関等(いじめを隠蔽してきた団体である校長会や教職員組合などを含まず、いじめの被害者たちを中心にします。)」と追記すべきです。また、「学校と地域の関係機関等との問題にかかる連携」の文意、とりわけ下線部の文意が不明ですから明らかにすべきです。	いじめの防止の取り組みや対応については様々な関係機関との連携が必要となることから、特定の組織を除外することは考えておりません。 ご指摘の内容を踏まえ「学校と地域の関係機関等との問題にかかる連携」を「学校と地域の関係機関等とのいじめの問題にかかる連携」に修正いたします。	有

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	3	第2章 2(2)	「18歳以下のすべての子どもを対象として」とありますが、18歳は、成人ですから子どもではないということにして、「18歳以下のすべての子どもを対象として」という定めの解釈は、実際には17歳までのすべての子どもを対象として、という意味であるなどと解釈しないことを明示すべきです。このままでは、松戸市立高校には18歳の生徒も存在するはずですが、18歳は成人であって子どもではないから対象外ということにすることが容易に予想されます。また、いじめ被害者本人だけではなく、いじめ被害者の保護者、祖父母、兄弟姉妹といった家族親族なども相談することができるようになっていくことを明示すべきです。このままでは、18歳を超える年齢の保護者、祖父母、兄弟姉妹といった家族親族などが相談することができなくなってしまう。また、対象者が18歳までしか相談することができないのでは、大変な問題があります。実際、20年前、当時小学5年生だった神戸市の男性が、同級生からいじめを受けた問題について、同市の教育委員会は「いじめと断定できない」という立場をとってきましたが、その後、外部の専門家による第三者委員会の調査を経て、19年経った2023年ようやく同市教委はいじめと認定したということがありました。こうしたことが現にある以上、対象者の年齢を線引きしてはなりません。「18歳以下のすべての子どもを対象として」というのは、相談の時点での基準ではなく、いじめがあった時点での基準としたうえで、その点を明示していたわけでさえありませんでした。それでも、極めて大きな問題があります。現状では、上記の神戸市の男性のような被害者については、相談をすることができないこととなってしまいます。上記の件は、すでに済んだこととして学校・教育委員会からずっと無視し続けられてきたのですから、そのいじめ隠蔽の期間の長さという点で、いじめ被害の程度が重いといえます。松戸市の現在の対応では、こうしたいじ	対象者を18歳以下としていることから、18歳の方も含んでおります。対象者については、対応するいじめ被害者の範囲を示しています。 なお19歳以上のみらい分校の生徒や留年等により19歳以上となった方について、排除するものではありません。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			め隠蔽の期間が長くなればなるほど被害の程度が重くなるにもかかわらず、被害者が１９歳以上となったら相談ができなくなる以上、月日が過ぎるのを待って相談することができなくすることで処理することが容易に予想されます。こうしたことは許されるものではありません。また、松戸市立学校には、みらい分校があり、実際に１９歳以上の生徒が所属しています。みらい分校での１９歳以上の生徒に対するいじめについては、在学中であっても最初から、１８歳以下という年齢制限により相談対象外とされてしまっています。本件の基本方針案は、本件の基本方針案を作成した職員らの夜間中学の生徒に対する差別意識を如実に顕現したものと言うほかなく、みらい分校での１９歳以上のいじめ被害者を相談対象から差別的に排除するものであって、いじめ防止対策推進法にも違反し、断じて許されません。他の学校でも、留年等により１９歳以上となったいじめ被害者からの相談も対象外とされていることとなります。留年等によって１９歳以上となったいじめ被害者からいじめの相談をする権利を剥奪することは、留年等をしたことに対する懲罰として機能することから、極めて非人道的です。そして、この１８歳以下という年齢制限は、法律や条例の根拠がないとのことですから、極めて問題のある権利制限です。したがって、年齢制限を全廃して、「すべての子ども、すべての児童生徒、及びそれらの御家族・御親族を対象として」と修正すべきです。		
	3	第２章 ２（２）	「教育委員会・学校等との連携協力のもと、いじめ重大事態の未然防止を図り、総合的な対応に努める。」とありますが、昔から学校・教育委員会などは、連携協力して総合的な対応としていじめを隠蔽してきました。このようなことが許されないことは明らかなです。「連携協力」や「総合的な対応」が、いじめやいじめの隠蔽を連携協力したり、いじめやいじめの隠蔽を総合的に対応したりする趣旨ではないことを明示すべきです。また、	法第１７条において、地方公共団体は、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体と連携していじめの防止等の対策を行うこととされています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			「連携協力」や「総合的な対応」が、いじめやいじめの隠蔽を連携協力したり、いじめやいじめの隠蔽を総合的に対応したりする趣旨ではないとなったら、今度は、この「努める」という文言がいじめを隠蔽するために利用されることが容易に予想されます。努めるというのは、推奨はされるが、しなくても良い、という意味ですから、「努める」ではなく、「しなければならない」と修正すべきです。		
	4	第2章 2(2)	「子ども自身を主体として」とありますが、いじめの加害者が主体となると、いじめは隠蔽されることから、加害者を主体とすることがないことを明示すべきです。そして、いじめを隠蔽するためにいじめの被害者をいじめの加害者であるとしてでっち上げていじめ被害者からの相談を拒否したり、いじめ被害者を主体としない相談対応をすることが許されないことを明示すべきです。したがって、「いじめの加害者が主体となると、いじめは隠蔽されることから、加害者を主体とする趣旨ではありません。そして、いじめを隠蔽するためにいじめの被害者をいじめの加害者であるとしてでっち上げていじめ被害者からの相談を拒否したり、いじめ被害者を主体としない相談対応をしたりすることは、許されません。」と追記すべきです。	相談対応の視点としての「子ども自身」とは、相談者（いじめ被害者）を意味するものです。	無
	4	第2章 2(2)	「専門職（心理士、社会福祉士）による相談者や当該児童生徒の心のケア、福祉的ケアを中心として対応する。」とありますが、この文言は、「心のケア」と称して、「相談者や当該児童生徒」といういじめ被害者の家族等やいじめ被害者を脳の病気であるとして精神病院送りにすることを企図するものであることが容易に予想されます。かつてでは登校拒否症、現在では統合失調症や発達障害などの診断や疑い（診断権限がない心理士などの職種では疑いを利用してきます。）によって精神病院送りにして無力化することでいじめを隠蔽することが横行してきたところ、いじめ被害者の保	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			護者が、うちの子は実際に虐められている、精神障害ではないと言って、我が子の精神科送りを拒否することで、医療ネグレクトとして虐待親扱いされて親子分離されたうえでいじめ被害者は児童相談所で強制的に精神病院につながれて、学校・教育委員会がいじめはなかったと言っているのに対して子どもが虐められたと言っていることを以て精神障害の診断を付けることに利用されることが容易に予想されます。診断基準に生体検査は一切ありません。精神科医の主観だけで診断されます。それなのに、精神障害の診断が付けられれば、いじめ被害の訴えは被害妄想や認知の偏りや認知の歪みとして処理されていじめの隠蔽は完成します。実際に、松戸市立学校、松戸市教育委員会はこうした手法を今も昔も頻りに使用しています。こうしたことを直ちに止めるべきです。そして、いじめ被害者のネットワークや法的支援につなげるべきです。したがって、「いじめ被害者たちとの繋がりを持つようにし、専門職（いじめ被害に強い弁護士、社会福祉士等）による相談者や当該児童生徒の法的なケア、福祉的ケアを中心として対応する。」と修正すべきです。		
	4	第2章 2(2)	「教育委員会、児童福祉部門、健康医療部門、地域、家庭が広く連携して対応する。」とありますが、ここに挙げられた部署等からして、明らかにいじめの隠蔽を「広く連携して対応する」こととしようとしているといえる。いじめの相談を受けた対応に、教育委員会を関わらせてはならないのです。絶対に隠蔽されます。そして、精神科や心療内科、児童相談所は、上記のとおり、いじめ被害を脳の病気の症状すなわち精神疾患の診断基準に合致する思考及び行動であるとして精神障害のレッテルを貼っていじめを隠蔽する場所ですから絶対に関わらせてはなりません。そうした実態を熟知しているからこそ、このような基本方針案としたのでしょうか、断じて許されるものではありません。また、「地域」というものには、いじ	法第17条において、地方公共団体は、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体と連携していじめの防止等の対策を行うこととされています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			めを隠蔽してきた団体である校長会や教職員組合などを含まず、いじめの被害者たちを中心にすべきです。当然に、連携すべき「家庭」には、いじめ加害者の家庭は含まれませんし、いじめ被害者の家庭がいじめ被害を隠蔽するなどいじめ被害者を虐待する家庭であった場合にはそのいじめ被害者の家庭も連携すべき「家庭」には含まれないとすべきです。ここで注意すべきなのは、いじめ被害者の保護者が、うちの子は実際に虐められている、精神障害ではないと言って、我が子の精神科送りを拒否することで、医療ネグレクトとして虐待親扱いすることを絶対にしないこと、また、いじめ被害者の保護者が、いじめから我が子を守るために学校に行かせないことを、いじめがないのに学校に通わせないという教育ネグレクトとして虐待親扱いすることを絶対にしないことです。 したがって、「児童福祉部門、健康医療部門、地域、家庭」が広く連携して対応する。ただし、学校、教育委員会、児童相談所、精神科、心療内科、いじめ加害者の家庭、校長会や教職員組合などは、いじめを隠蔽してきたことから、「児童福祉部門、健康医療部門、地域、家庭」には含まず、連携しない。いじめ被害者の家庭がいじめ被害を隠蔽するなどいじめ被害者を虐待する家庭であった場合には、いじめ被害を隠蔽するなどいじめ被害者を虐待する家庭も連携しない。」と修正すべきです。そのうえで、「いじめ被害者の保護者が、うちの子は実際に虐められている、精神障害ではないと言って、我が子の精神科送りを拒否することで、医療ネグレクトとして虐待親扱いすることを絶対にしない。また、いじめ被害者の保護者が、いじめから我が子を守るために学校に行かせないことを、いじめがないのに学校に通わせないという教育ネグレクトとして虐待親扱いすることを絶対にしない。」と追記すべきです。		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	4	第2章 2(2)	「イ 相談手段 電話、窓口、メール、SNSの手段により実施する。」とありますが、手紙などの文書も相談手段に含めるべきです。あえてこれを排除する意図としては、いじめ被害者がノートの切れ端などにいじめ被害を書いて助けを求めることも多いことを知っているからだと考えられます。悪質性が極めて強いと言わざるを得ません。また、郵便も含めるべきです。したがって、少なくとも、これらを相談手段に追加して、 「イ 相談手段 電話、窓口、メール、SNS、手紙、郵便等何でも良い。相談を求めてくる人のお好きな手段により実施する。」と修正すべきです。	ご指摘の内容を踏まえ、「電話、窓口、メール、SNSの手段により」を「電話、窓口、メール、SNS、 <u>手紙等</u> の手段により」に修正いたします。	有
	4	第2章 2(2)	「ウ 緊急的事案 自殺等の高リスク、深刻な被害の継続、学校に行くのが怖いなどの事態に対しては、緊急的事案として対応する。」とありますが、「自殺等の高リスク、深刻な被害の継続、学校に行くのが怖い」ことは、「など」とあり例示です。しかし、具体的に何の例示なのかが示されておらず、不明です。そして、ここでいじめ被害者を守る上で最も危険な文言は「緊急的事案として対応する」というものです。「緊急的事案として対応する」具体的な内容が示されていませんが、精神科救急につなげて、いじめ被害者を、被害妄想に耽って自殺しようとしているということにして自傷又は他害のおそれがあるとして精神病院に強制入院させて、いじめを隠蔽しようとしていることは明かです。実際に、学校・教育委員会は今も昔もこの手法を実践しています。隠蔽するために利用してきた診断名が登校拒否症だった時代から、統合失調症や発達障害を利用することになった現在まで、一貫して隠蔽手法として使用してきました。断じて許されるものではありません。したがって、「精神科救急につなげて、いじめ被害者を、被	いじめ被害者の安全を確保するべく、早急に対応が必要と考えられる事例として示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			害妄想に耽って自殺しようとしているということにして自傷又は他害のおそれがあるとして精神病院に強制入院させて、いじめを隠蔽することは絶対にしない。」と追記すべきです。		
	4	第2章 3	「教育委員会は、いじめの防止と子どもの安心安全な生活を守るため、以下の施策を推進する」とありますが、とりわけ「子どもの安心安全な生活を守る」という箇所について実例を挙げて御説明します。いじめの被害者がいじめ被害を訴え出たところ、学校・教育委員会は、まず、加害者という言葉を使わないようにと言い出した上で、「お友達」（いじめの加害者たちのことです。）の将来を考えてください、あなた一人の人生とお友達たちの人生どちらが大切ですか」などと言っていじめ被害の訴えを握りつぶすのです。したがって、こうしたことに利用しないことを明示すべきです。実際に、松戸市教育委員会は、いじめを隠蔽した件での情報公開の手續において、全ての児童生徒が安心して学校生活を送る妨げとなるおそれがあると主張して、いじめ問題の公文書のうちいじめ隠蔽を追及するために極めて重要な情報を開示しませんでした。このようにして、利用されてしまっている現状があるのです。なお、当然のことながら、いじめの加害者は、いじめの被害者の友達ではありません。	情報公開については、松戸市情報公開条例及び個人情報保護法に基づいて対応することとなります。	無
	4	第2章 3(1)	「ア 松戸市いじめ防止対策委員会の設置 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、「松戸市いじめ防止対策委員会」を設置する。「松戸市いじめ防止対策委員会」は、教育委員会の諮問に応じ、松戸市いじめ防止対策委員会条例第2条に定める事項について調査審議をする。」とありますが、松戸市立学校も松戸市教育委員会とともに、いじめ被害者やその保護者たちが、いじめられた、助けて、第三者検証委員会を開いて、と訴えても、学校・教育委員会は、いじめがあったとは認識しておりません、検証委員会も開きません、結論は変わりま	松戸市いじめ防止対策委員会の設置根拠、その目的について示しています。 また、情報公開については、松戸市情報公開条例及び個人情報保護法に基づいて対応することとなります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			せん、必要がないからです、重大事態ではありません、重大事態の申立てではありません、重大事態ではないからです、いじめでもないからです、と言いつけました。そして、いじめ被害者やその保護者たちが、担当者に電話をかわるよう求めても、担当者との面会も求めても、いつも不在であるとして何年にもわたって一向に対応せず、ついには異動していきました。その間には、何度も電話を折り返しているが、いつも違う人が電話に出てうちにはそんな名前の者はいないと言って怒って電話を切られる、いつ折り返しの電話をしたかは記録がないのでわからない、でも何度も折り返しの電話をしている等と噛みながら言い出すのですが、いじめ被害者やその保護者の側の電話の着信履歴には全く残っていません。そうしたことでいじめが隠蔽された後でも、重大事態の隠蔽も行なわれているのです。その対応をした職員は管理職ではない地位から教育委員会の管理職、市長部局の管理職と次々に出世していきました。この文章を読んでいる職員の方々はどの職員のことがよく分かっていらっしゃるでしょうが、いじめを隠蔽し、いじめの隠蔽をさらに隠蔽したことで出世しているのは、その職員だけではなく、現在の学校教育部長や教育長もそうなのです。いじめやいじめ隠蔽の件での開示請求に対して松戸市立学校保有分の文書を特定さえしないという判断を始めた当時の担当者が現在の学校教育部長であり、その決裁者が現在の教育長であり、現在の教育長は、松戸市教育委員会退職後に大学教員となって教員を養成していたのですが、住民訴訟で前教育長を庇い前教育長の責任を否定する証言をしました。いじめや自殺がなかったからそのような文書はないとして不存在による非開示とした2件の決定について重過失があるとして賠償金と遅延損害金との全額の求償が命じられた判決が千葉地裁によって言渡された後に唐突に教育長に就任したのです。千葉地裁の判決は、東京高裁で維持されて現在、最高裁		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			に係属中ですが、教育委員会全体が、いじめを隠蔽すればするほど、また、いじめの隠蔽を隠蔽すればするほど出世する体制となっているのです。こうしたことは、いじめ防止対策推進法、松戸市いじめ防止対策委員会条例に違反するものであり、断じて許されるものではありません。以上の経緯からして、いじめの被害者本人やその家族・遺族が、口頭（対面、電話を問わない。）であれ、書面であれ、いじめを訴えたり、いじめの疑いがあったり、第三者による検証を求めたりした場合、重大事態として松戸市いじめ防止対策委員会を必ず開催しなければならないと明示すべきです。そして、いじめを隠蔽すればするほど、また、いじめの隠蔽を隠蔽すればするほど出世する体制をやめることを明示すべきです。したがって、 「ア 松戸市いじめ防止対策委員会の設置 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、「松戸市いじめ防止対策委員会」を設置する。「松戸市いじめ防止対策委員会」は、教育委員会の諮問に応じ、松戸市いじめ防止対策委員会条例第2条に定める事項について調査審議をする。」の後に続けて、「いじめの被害者本人やその家族・遺族が、口頭（対面、電話を問わない。）であれ、書面であれ、いじめを訴えたり、いじめの疑いがあったり、第三者による検証を求めたりした場合、重大事態として松戸市いじめ防止対策委員会を必ず開催しなければならない。 実際に、松戸市立学校も松戸市教育委員会とともに、いじめ被害者やその保護者たちが、いじめられた、助けて、第三者検証委員会を開いて、と訴えても、学校・教育委員会は、いじめがあったとは認識しておりません、検証委員会も開きません、結論は変わりません、必要がないからです、重大事態ではありません、重大事態の申立てではありません、重大事態ではないからです、いじめでもないからです、と言い続けました。そして、い		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			じめ被害者やその保護者たちが、担当者に電話をかわるように求めても、担当者との面会も求めても、いつも不在であるとして何年にもわたって一向に対応せず、ついには異動していきました。その間には、何度も電話を折り返しているが、いつも違う人が電話に出てうちにはそんな名前の者はいないと言って怒って電話を切られる、いつ折り返しの電話をしたかは記録がないのでわからない、でも何度も折り返しの電話をしている等と噛みながら言い出すのですが、いじめ被害者やその保護者の側の電話の着信履歴には全く残っていません。そうしたことでいじめが隠蔽された後でも、重大事態の隠蔽も行なわれているのです。その対応をした職員は管理職ではない地位から教育委員会の管理職、市長部局の管理職と次々に出世していきました。いじめを隠蔽し、いじめの隠蔽をさらに隠蔽したことで出世しているのは、その職員だけではなく、現在の部長や教育長もそうなのです。いじめやいじめ隠蔽の件での開示請求に対して松戸市立学校保有分の文書を特定さえしないという判断を始めた当時の担当者が現在の学校教育部長であり、その決裁者が現在の教育長であり、現在の教育長は、松戸市教育委員会退職後に大学教員となって教員を養成していたのですが、住民訴訟で前教育長を庇い前教育長の責任を否定する証言をしました。いじめや自殺がなかったからそのような文書はないとして不存在による非開示とした2件の決定について重過失があるとして賠償金と遅延損害金との全額の求償が命じられた判決が千葉地裁によって言渡された後に唐突に教育長に就任したのです。千葉地裁の判決は、東京高裁で維持されて現在、最高裁に係属中ですが、教育委員会全体が、いじめを隠蔽すればするほど、また、いじめの隠蔽を隠蔽すればするほど出世する体制となっているのです。こうしたことは、いじめ防止対策推進法、松戸市いじめ防止対策委員会条例に違反するものであり、断じて許されるものではありません		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			から、直ちに松戸市いじめ防止対策委員会に重大事態として諮問致します。教育委員会全体が、いじめを隠蔽すればするほど、また、いじめの隠蔽を隠蔽すればするほど出世する体制を直ちにやめます。」と追記すべきです。		
	4	第2章 3(1)	「イ リーガルアドバイザーの導入 教育委員会は、法規に関する専門家として、多角的視点・手段でのサポートを行うため、リーガルアドバイザーを配置する。」とありますが、すでに松戸市に複数の顧問弁護士がいることに加えて、別途、松戸市教育委員会にも顧問弁護士がおり、これら弁護士には高額な顧問料が松戸市の公金から支払われており、日々の法律相談に応じています。そうした状況で、これらに加えて、さらに、法規に関する専門家を加える必要はありません。そもそも、法規に関する専門家であれば、多角的な視点・手段でのサポートができるのではなく、あくまでも法的な視点・手段に限定されることから、手段と目的との関連が認められません。そのうえ、本件の案では、いじめ問題との関連さえ示されていません。それでもあえてリーガルアドバイザーなるものを導入しようとするのであれば、法的な見識に基づいていじめを当初から徹底的に隠蔽するためであると考えられます。いじめの隠蔽は、当初の段階では、教師や教育委員会職員をはじめとした法律家ではない者たちによって行なわれますから、法的には杜撰な隠蔽手法がとられていることもあるものです。いじめの被害者側が裁判で加害児童生徒やその保護者、学校・教育委員会に勝訴できるのも、法的観点からは杜撰とも見える、当初の隠蔽手法によって、かえっていじめの隠蔽を基礎付けることができることによることも大きいのです。実際に、リーガルアドバイザーは、いじめの被害者側の相談を受ける立場の者ではありません。いじめの被害者側は、相談することができないのです。スクールロイヤーも同	松戸市教育委員会児童生徒課に配置しているリーガルアドバイザーの役割を示しており、法規的視点かつ中立的観点から、生徒指導案件に対する支援やリスクマネジメントに関する助言等を担っています。 スクールロイヤーにつきましては、ご提言として今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			様です。いじめ問題について法律家を活用する施策としては、いじめの被害者やその家族親族等が弁護士に相談する費用、往復の交通費、仕事を休むことに伴う減収を補うための減収相当金額等を公金から支出するなどしていじめの被害者側をこそ法的な観点からサポートすることとすべきです。この場合、学校・教育委員会が反対当事者や反対当事者に準じる立場（反対当事者に準じる立場とは、加害児童やその保護者をいじめ被害者の反対当事者とした場合の学校・教育委員会の立場です。）であることからすると、教育委員会の指定した弁護士や法律事務所にではなく、いじめの被害者側が最初から最後まで決めた弁護士に相談することができるようにすべきですから、学校・教育委員会や学校・教育委員会が指定した弁護士や法律事務所がいじめの被害者側に法的助言を行なうのではなく、いじめの被害者側が最初から最後まで決めた弁護士に相談することを学校教育委員会が金銭的にサポートをすることとすべきです。金銭的サポートの対象は、広く捉えて、刑事、民事、行政手続、民間での手続を問わないこととすべきです。したがって、 「イ リーガルアドバイザーの導入 教育委員会は、法規に関する専門家として、多角的視点・手段でのサポートを行うため、リーガルアドバイザーを配置する。」の全文を削除して、 「イ いじめの被害者側の法的観点におけるサポート いじめ問題について法律家を活用する施策としては、いじめの被害者やその家族親族等が弁護士に相談する費用、往復の交通費、仕事を休むことに伴う減収を補うための減収相当金額等その他一切のいじめに関する法律相談やその後の対応に係る被害者側の負担に係る出費を公金から支出するなどしていじめの被害者側を法的な観点からサポートすることとします。金銭的サポートの対象は、広く捉えて、刑事、民事、行政手続、民間での手続を問わないこととします。」と修正すべきです。		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	4	第2章 3(1)	「ウ 学校アドバイザーの派遣 教育委員会は、生徒指導・学級経営に高い知見をもったアドバイザーを配置し、各校を巡回訪問し、各校の状況を把握するとともに、教職員に対して指導をする。また、学校経営、学級経営等、各校からの要望に応じて支援する。」とありますが、この文章を見ても、どこがいじめ防止に寄与するのか理解に苦しむと言わざるを得ない。「生徒指導・学級経営に高い知見をもったアドバイザー」というのは、教師歴の長い人物を想定することができるが、こうした人物は、第三者ではなく、徹底的にいじめを隠蔽してきた豊富な経験と豊富なノウハウを有しているといえることができます。さらに、「学校経営、学級経営等、各校からの要望に応じて支援する。」とある以上、いじめの被害者やその保護者、いじめを見たり聞いたりした児童生徒やその保護者や住民、いじめではないかとの疑いを持った児童生徒やその保護者や住民等からの要望は、応じることなく、予め排除しているのです。また、教員を退職した後の天下り先として、いじめ防止を口実にして新たなポストを確保しようという意図が容易に想定せずにはいられません。退職後の天下りポストの新設といじめの隠蔽の幫助とを同時に実現させるものであると言わざるを得ず、しかも、いじめ防止に仮託して行なおうというのですから、極めて悪質性が強く最大限の非難に値するというほかありません。したがって、 「ウ 学校アドバイザーの派遣 教育委員会は、生徒指導・学級経営に高い知見をもったアドバイザーを配置し、各校を巡回訪問し、各校の状況を把握するとともに、教職員に対して指導をする。また、学校経営、学級経営等、各校からの要望に応じて支援する。」の全文を削除して、 「ウ 学校・教育委員会のいじめ隠蔽人材の派遣の厳禁	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			教育委員会は、生徒指導・学級経営に高い知見をもったアドバイザーなどと称して、徹底的にいじめを隠蔽してきた豊富な経験と豊富なノウハウを有している教師歴の長い人物を配置するなどし、各校を巡回訪問し、各校の状況を把握するとともに、教職員に対して指導をする、などと称して、いじめの隠蔽技能の向上を図ろうとしてまいりました。そうした立場の者に要望することができるのが、学校経営、学級経営等の各校からの要望に限られていて、いじめの被害者やその保護者、いじめを見たり聞いたりした児童生徒やその保護者や住民、いじめではないかとの疑いを持った児童生徒やその保護者や住民等からの要望は、応じることなく、予め排除していること、各校からの要望に応じて支援することとなっていることは、 「ウ 学校アドバイザーの派遣 教育委員会は、生徒指導・学級経営に高い知見をもったアドバイザーを配置し、各校を巡回訪問し、各校の状況を把握するとともに、教職員に対して指導をする。また、学校経営、学級経営等、各校からの要望に応じて支援する。」との定めがいじめの隠蔽技能の向上を図ろうとしていることを裏付けるものといえます。また、教員を退職した後の天下り先として、いじめ防止を口実にして新たなポストを確保しようともしてまいりました。退職後の天下りポストの新設といじめの隠蔽の幫助とを同時に実現させるものだったのです。しかも、いじめ防止に仮託して行なおうというのですから、極めて悪質性が強く最大限の非難に値するというほかないものでした。したがって、「ウ 学校アドバイザーの派遣 教育委員会は、生徒指導・学級経営に高い知見をもったアドバイザーを配置し、各校を巡回訪問し、各校の状況を把握するとともに、教職員に対して指導をする。また、学校経営、学級経営等、各校からの要望に応じて支援する。」などと称することは、いじめの隠蔽を行なう公的理由として仮構したものにはすぎず、断じて行なわず、許されません。」と修正すべきです。		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	5	第2章 3(1)	「エ いじめ事案支援チームの派遣 教育委員会は、いじめが理由で児童生徒が3日以上欠席となった場合、児童生徒課指導主事・学校アドバイザー・心理士・スクールソーシャルワーカーで組織するいじめ事案支援チームの派遣を当事者の家庭に提案し、必要に応じて、いじめ事案支援チームを派遣し、当事者や保護者に対して直接面談等を行い、支援する。」とありますが、実際には、教育委員会は、いじめがあることを認めませんから、「いじめが理由で」という要件を充足することは極めて困難であると言わざるを得ません。また、少なくとも、「児童生徒課指導主事・学校アドバイザー」とは、松戸市教育委員会の所属であり、いじめを隠蔽する立場のものですから、このような者を構成員にしてはなりません。そして、「心理士・スクールソーシャルワーカー」というものが如何なる所属の者かは示されていませんが、松戸市立学校のスクールカウンセラーであれば、「児童生徒課指導主事・学校アドバイザー」と同様に、松戸市教育委員会の所属であり、いじめを隠蔽する立場のものですから、このような者を構成員にしてはなりません。いじめの被害経験者、いじめ被害者側の弁護士、いじめの被害経験者やいじめ被害者側の弁護士から推薦を受けた人のみでいじめ事案支援チームを構成すべきです。仮にいじめ事案支援チームがいじめを隠蔽する性質のものではない場合には、「児童生徒が3日以上欠席となった」としても、「いじめが理由」ではないということにされるなどして、いじめ事案支援チームが動くことは教育委員会によって阻止されるといえます。そうすると、いじめ事案支援チームには学校・教育委員会を一切関与させず、いじめの被害者自身やその家族親族が直接に、いじめ事案支援チームに対して出動を要請することができるものとし、いじめ事案支援チームは、いじめの被害者自身やその家族親族からの要請があれば、いじめの被害者自身やその家族親族	「いじめが理由」と判断する明確な基準については、教職員の判断ではなく、被害児童生徒を主体として本人やご家庭が被害を訴えた場合としております。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			が求める支援を必ず行なわなければならないこととすべきです。したがって、 「エ いじめ事案支援チームの派遣 いじめ事案支援チームには学校・教育委員会を一切関与させず、いじめの被害者自身やその家族親族が直接に、いじめ事案支援チームに対して出動を要請することができるものとし、いじめ事案支援チームは、いじめの被害者自身やその家族親族からの要請があれば、いじめの被害者自身やその家族親族が求める支援を必ず行なわなければならない。いじめ事案支援チームには、児童生徒課指導主事・学校アドバイザー・心理士・スクールソーシャルワーカーなど学校・教育委員会の関係者を一切含めず、いじめの被害経験者、いじめ被害者側の弁護士、いじめの被害経験者やいじめ被害者側の弁護士から推薦を受けた人のみで構成しなければならない。」と修正すべきです。		
	5	第2章 3(1)	「オ いじめ重大事態専門委員の派遣 教育委員会は、いじめ重大事態の調査において、学校が調査主体になる場合に、専門的な知識及び経験を有する弁護士・心理士等の第三者を派遣し、調査の公平性・中立性を確保する。」とありますが、実際に、松戸市立学校・松戸市教育委員会は、いじめの被害者やその保護者が、学校主体ではなく、第三者検証委員会による調査を求めても、必要がないだの、もう学校主体で決まっただのと言い続け、いじめ被害者の求めを無視し続けてきました。さらに、松戸市いじめ防止対策委員会は、松戸市立中学校のいじめ自殺事件が重大事態としてではなくその他として諮問された件で、いじめはなかったとする学校・教育委員会の判断は適切であるとの答申を平成29年2月20日付けで出しました。その際の松戸市いじめ防止対策委員	いじめ重大事態の調査において、学校が調査主体になる場合に、職能団体等から推薦を受けた外部の専門家を学校へ派遣し、調査の公平性・中立性を確保することを示しています。ガイドラインにおいても、第三者が調査すべきケースの具体化や、専門家及び第三者の考え方を例示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			会の委員は、嶋崎政男委員長、立林尚也副委員長、吉田眞一氏、栗村百合子氏、藪田京子氏の5名でした。嶋崎政男委員長は、その著書『学校崩壊と理不尽クレーム』（平成20年、集英社）において、「子供は善、教師は悪」という単純な二元論的思考に凝り固まった人権派弁護士、保護者の無理難題を拒否できない学校現場や教育委員会、軽い体罰でもすぐに騒いで教師を悪者にするマスコミ、弁護士の話を鵜呑みにして、かわいそうな被害者を救うヒロイズムに酔った精神科医。そして、クレーマーと化した保護者。」(26頁)、「クレーマーの「三種の神器」は、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者と言われます。」(47頁)、「クレーマーの「三種の神器」と言われる、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者に援助を求める場合、単に相手に対して圧力をかけることが目的であると、多くの場合うまくいきません。」(179頁)、「すでに何回か述べましたが、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者を「三種の神器」と呼ぶことがあります。クレームを押し通すときに強力な後ろ盾になる、と考えられているためです。」(193頁)と述べていました。これらの見解は、いずれも、いじめという子どもの尊厳に対する蹂躪やそれに対する保護者の正当な意見・要望等についてまでも全く理解していないと言わざるを得ないものです。立林尚也副委員長は、松戸市教育委員会の学務課職員、松戸市立学校の教諭や校長、松戸市学校運営委員会の委員長、松戸市校長会長等の経歴があり、校長であった時に、松戸市教育委員会の顧問弁護士である吉田眞一に法律相談をしたこともあります。吉田眞一は、当時から一貫して松戸市教育委員会の顧問弁護士であり、松戸市いじめ防止対策委員会において、まるで、国家賠償法上、違法である場合に限って、いじめ防止対策推進法上もいじめがあったと認められるとか、いじめ防止対策推進法上も被害者側がいじめがあったことを立証しなければならないものであるかの		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			ように解し得る発言をしたうえに、加害者側がいじめを認め、かつ、学校・教育委員会もいじめがあったと認めた場合に限って、いじめがあったと認められるとして、対策委員会としてもそのような認定手法で良いかのように発言しています。栗村百合子は、松戸市立牧野原中学校の現職のスクールカウンセラーとして勤務しており牧中の校長及び松戸市教育委員会の服務監督下にありました。藪田京子は、松戸市の行政相談委員だけではなく、松戸市長による松戸市役所支所出張所諮問委員会などの委員等であり、過去にも、松戸市教育委員会による松戸運動公園他5スポーツ施設の指定管理者候補者選考委員会、松戸市長による松戸市役所支所出張所諮問委員会などの委員等でした。以上のとおり、いじめはなかったとする答申を出した松戸市いじめ防止対策委員会は、中立性及び公平公正性を著しく逸脱した委員構成をとっていました。そうすると、教育委員会には、第三者性や公平性・中立性を確保することに関与させるべきではありませんから、教育委員会がいじめ重大事態専門委員を選ぶのではなく、いじめの被害経験者、いじめ被害者側の弁護士、いじめの被害経験者やいじめ被害者側の弁護士から推薦を受けた人のみで構成しなければならないこととすべきです。したがって、 「オ いじめ重大事態専門委員の出勤 いじめ重大事態の調査において、学校が調査主体になる場合に、いじめの被害者を支援してきた専門的な知識及び経験を有する弁護士・いじめの被害経験者等の第三者が出勤し、調査の公平性・中立性を確保する。調査主体を学校にするか否かは、いじめの被害者の求めのとおり判断することとする。教育委員会はいじめ重大事態専門委員の如何なる判断にも関与させない。教育委員会がいじめ重大事態専門委員を選ぶのではなく、いじめの被害経験者、いじめ被害者側の弁護士、いじめの被害経験者やいじめ被害		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			害者側の弁護士から推薦を受けた人のみで構成しなければならない。 上記のことは、以下の教訓から、松戸市教育委員会が反省して行うこととした。 実際に、松戸市立学校・松戸市教育委員会は、いじめの被害者やその保護者が、学校主体ではなく、第三者検証委員会による調査を求めても、必要がないだの、もう学校主体で決まっただのと言い続け、いじめ被害者の求めを無視し続けてまいりました。さらに、松戸市いじめ防止対策委員会は、松戸市立中学校のいじめ自殺事件が重大事態としてではなくその他として諮問された件で、いじめはなかったとする学校・教育委員会の判断は適切であるとの答申を平成29年2月20日付けで出しました。その際の松戸市いじめ防止対策委員会の委員は、嶋崎政男委員長、立林尚也副委員長、吉田真一氏、栗村百合子氏、藪田京子氏の5名でした。嶋崎政男委員長は、その著書『学校崩壊と理不尽クレーム』（平成20年、集英社）において、「子供は善、教師は悪という単純な二元論的思考に凝り固まった人権派弁護士、保護者の無理難題を拒否できない学校現場や教育委員会、軽い体罰でもすぐに騒いで教師を悪者にするマスコミ、弁護士の話を鵜呑みにして、かわいそうな被害者を救うヒロイズムに酔った精神科医。そして、クレーマーと化した保護者。」（26 頁）、「クレーマーの「三種の神器」は、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者と言われます。」（47 頁）、「クレーマーの「三種の神器」と言われる、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者に援助を求める場合、単に相手に対して圧力をかけることが目的であると、多くの場合うまくいきません。」（179 頁）、「すでに何回か述べましたが、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者を「三種の神器」と呼ぶことがあります。クレームを押し通すときに強力な後ろ盾になる、と考えられているためです。」（193 頁）と述べていまし		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			た。これらの見解は、いずれも、いじめという子どもの尊厳に対する蹂躪やそれに対する保護者の正当な意見・要望等についてまでも全く理解していないと言わざるを得ないものです。立林尚也副委員長は、松戸市教育委員会の学務課職員、松戸市立学校の教諭や校長、松戸市学校運営委員会の委員長、松戸市校長会長等の経歴があり、校長であった時に、松戸市教育委員会の顧問弁護士である吉田眞一に法律相談をしたこともあります。吉田眞一は、当時から一貫して松戸市教育委員会の顧問弁護士であり、松戸市いじめ防止対策委員会において、まるで、国家賠償法上、違法である場合に限って、いじめ防止対策推進法上もいじめがあったと認められるとか、いじめ防止対策推進法上も被害者側がいじめがあったことを立証しなければならないものであるかのように解し得る発言をしたうえに、加害者側がいじめを認め、かつ、学校・教育委員会もいじめがあったと認めた場合に限って、いじめがあったと認められるとして、対策委員会としてもそのような認定手法で良いかのように発言しています。栗村百合子は、松戸市立牧野原中学校の現職のスクールカウンセラーとして勤務しており牧中の校長及び松戸市教育委員会の服務監督下にありました。藪田京子は、松戸市の行政相談委員だけではなく、松戸市長による松戸市役所支所出張所諮問委員会などの委員等であり、過去にも、松戸市教育委員会による松戸運動公園他5スポーツ施設の指定管理者候補者選考委員会、松戸市長による松戸市役所支所出張所諮問委員会などの委員等でした。以上のとおり、いじめはなかったとする答申を出した松戸市いじめ防止対策委員会は、中立性及び公平公正性を著しく逸脱した委員構成をとっていました。そうすると、教育委員会には、第三者性や公平性・中立性を確保することに関与させるべきではありません。」と修正すべきです。		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	5	第2章 3(2)	「(2) 取り組み ア 未然防止」の記載を見る限り、松戸市教育委員会は、全くいじめを未然に防止する気がないのだというほかない。いじめの被害経験者として活動している人々の被害体験を聞く機会を定期的に設けること、いじめやいじめ自殺の被害者側で裁判を闘った弁護士の話を書く機会も定期的に設けることが肝要です。「(ア) 教科の指導と生徒指導の一体化」は、成績のことですからいじめ防止と関係がなく、「(イ) WEBQUの実施」は、学習コンテンツですからいじめ防止と関係がなく、「(ウ) 「豊かな人間関係づくりプログラム ～いじめ防止プログラム編～」の実施」は、冊子を学校に配布していじめ防止をしたことにして済ませるとは教育委員会がいじめ被害者の命を何とも思っていないことの証左であり、「(エ) 『ストップ・ザ・いじめ』子どもの心を耕す標語大作戦」の実施」は、いじめの加害者の作品が代表作となることが懸念せずにはいられない。このようなことにいじめ対策の予算を使用して徒費することで、真にいじめ防止に資することには予算を使用しないのですから、いじめを隠蔽する姿勢は明らかです。最大はいじめ防止の取り組みは、実際にいじめが起きたときにいじめを隠蔽しないこと、いじめといじめ隠蔽を徹底的に追及することです。現状では、いじめをしても、学校・教育委員会が徹底的にいじめを隠蔽してくれるから、安心していじめを行なうことができます。これを打破するには、加害者、隠蔽者らへの責任追及と被害者や遺族らへの謝罪と賠償を行なって、それらを語り部として語り継ぐことが肝要です。そして、それについて公表して、学校でも教えることです。こうしたことの積み重ねが最大はいじめ防止です。したがって、「(ア) 教科の指導と生徒指導の一体化」から「(エ) 「『ストップ・ザ・いじめ』子どもの心を耕す標語大作戦」の実施」までを削除して、「いじめの被害経験者として活動している人々の被害体験を聞く機会を定期的に設けること、いじめ	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			やいじめ自殺の被害者側で裁判を闘った弁護士の話聞く機会も定期的に設けること、過去から現在まで松戸市立学校と松戸市教育委員会の行った全てのいじめの隠蔽について謝罪と反省をして加害者、隠蔽者らの民事（損害賠償請求等）、刑事（刑事告訴、刑事告発、検察審査会の審査の申立て、付審判請求、審判に付さないとの決定に対する抗告や特別抗告、高検検事長に対する不服申立て、最高検検事総長に対する不服申立て等）、行政（懲戒処分、懲戒相当の判断の通知、懲戒請求等）上の責任を徹底的に追及する、いじめの被害者やその遺族らに謝罪と賠償を行なうこと、松戸市立学校や松戸市教育委員会の教職員たちが行なったいじめ隠蔽について記憶を風化させなくするためにいじめ隠蔽被害者が語り継ぐことを行政（いじめ隠蔽被害者が学校で講演する機会を定期的に設けたり、いじめ隠蔽被害者が継続して学校・教育委員会の教職員向けの研修の講師となったりする等）上や経済（いじめ隠蔽被害の語り継ぎや出版の取り組みに予算を支出すること等）的に援助すること、いじめやいじめ隠蔽の被害者がいじめの加害者・隠蔽者に対して司法手続や行政手続等をとること（いじめ被害者やいじめ隠蔽被害者が、いじめ被害やいじめ隠蔽被害に係る刑事訴訟、民事訴訟の手続、行政手続等に適切に関与できるよう、松戸市教育委員会は、上記手続等に係りいじめ被害者やいじめ隠蔽被害者の負担することとなる一切の金銭的な負担を負うこととする。その負担には、いじめ被害者やいじめ隠蔽被害者の弁護士費用、交通費、証拠収集にかかる費用、医療費、休暇を取って手続をとった場合には休暇を取らなければ得ることができた収入など、様々なものが含まれる。交通費を例にとると、警察や検察といった捜査機関への協力のために発生する旅費等（たとえば、捜査機関によって話を聞きたいといわれて呼ばれることがある。）、法律事務所や法テラス等への相談のために発生する旅費等、訴訟準備のための		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			訴訟記録の閲覧、謄写等のために裁判所に行って帰ってくるために発生する旅費等、上訴等のために裁判所に行って帰ってくるために発生する旅費等、犯罪の加害者が不起訴になった場合には、検察審査会への審査の申し立ての手続きで審査会に呼ばれることもありうるから検察審査会に行って帰ってくるために発生する旅費等、公務員犯罪であれば付審判請求という刑事裁判手続きがあることから同手続のために検察や裁判所に行って帰ってくるために発生する旅費等も当然に対象となる。)について経済的な支援を行なうこと」と修正すべきです。被害の声を上げるのにもお金がかかり、被害者が経済的負担をすることが難しい場合には被害の声さえ上げられない現状があります。ゆえに、この措置 を行なうことを絶対に明記すべきです。		
	6	第2章 3(2)	「(イ)「WEBQU調査結果」の分析と活用から、いじめ被害に遭っている可能性の高い児童生徒の早期発見」とありますが、この記載によってなぜ教育委員会がかくもWEBQUに拘泥するのかに納得がいきました。WEBQUは、学習コンテンツですから、いじめ防止と関係がない以上、WEBQUによっていじめを発見することは著しく困難です。そうすると、最初からいじめを発見することが著しく困難なものをその調査結果とやらの分析と活用によっていじめが発見できないからいじめがなかったということにしていじめを隠蔽しようとしていることが容易に予想されます。このようなことは断じて許してはなりません。したがって、「(イ)「WEBQU調査結果」の分析と活用から、いじめ被害に遭っている可能性の高い児童生徒の早期発見」との記載を削除した上で、「(イ) WEBQUは、学習コンテンツですから、いじめ防止と関係がない以上、WEBQUによっていじめを発見することは著しく困難です。そうすると、最初からいじめを発見することが著しく困難なものをその調査結果の分析と活用によ	WEBQUは、学校生活における生徒個々の意欲や満足度、および学級集団の状態を測定することのできるWEB上でのアンケートとなっています。いじめ、不登校、やる気、ソーシャルスキル、部活動、アクティブラーニング、学習意欲等の項目で、個人と学級の状態を可視化でき、リアルタイムでの学級運営に生かすことができるツールのひとつとなっています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			っていじめが発見できないからいじめがなかったということにしていじめを隠蔽する危険があります。「WE B Q U調査結果」の分析と活用から、いじめ被害に遭っている可能性の高い児童生徒の早期発見」などといった記載に騙されないでください。」と修正すべきです。		
	6	第2章 3(2)	「(ウ) 市長部局の「子どもSOS相談窓口」の周知を行い、松戸市全体での、いじめの早期発見」とありますが、総務部行政経営課いじめ相談担当室が子どもSOS相談窓口であるところ、深刻ないじめを受けている子どもと接するうえで必要な対応ができないのではないかと危惧せずにはいられなかった。具体的には、そちらに電話をかけても、担当職員の声が小さすぎて何を言っているのか殆ど聞き取れない、教育委員会の児童生徒課のことを児童生徒課様と述べる（また、不適切さの程度は、教育委員会の児童生徒課のことを児童生徒課様と述べることよりも弱まるものの、学校を学校さん、教育委員会を教育委員会さん、児童生徒課を児童生徒課さんと述べました。）などの不適切な対応がありました。そして、何よりも、とくに法律や条例の根拠もなく相談の対象者を18歳までにしていることについて、ある程度の線引きをさせていただいているとのことでした。しかし、対象者が18歳までしか相談することができないのでは、大変な問題があります。実際、20年前、当時小学5年生だった神戸市の男性が、同級生からいじめを受けた問題について、同市の教育委員会は「いじめと断定できない」という立場をとってきましたが、その後、外部の専門家による第三者委員会の調査を経て、19年経った2023年ようやく同市教委はいじめと認定したということがありました。こうしたことが現にある以上、対象者の年齢を線引きしてはなりません。「18歳以下のすべての子どもを対象として」というのは、相談の時点での基準ではなく、いじめがあった時点での基準としたうえで、その点を明示していたわけでさえ	対象者を18歳以下としていることから、18歳の方も含んでおります。対象者については、対応するいじめ被害者の範囲を示しています。 なお19歳以上のみらい分校の生徒や留年等により19歳以上となった方について、排除するものではありません。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			ありませんでした。それでも、極めて大きな問題があります。現状では、上記の神戸市の男性のような被害者については、相談をすることができないこととなってしまいます。上記の件は、すでに済んだこととして学校・教育委員会からずっと無視し続けられてきたのですから、そのいじめ隠蔽の期間の長さという点で、いじめ被害の程度が重いといえます。松戸市の現在の対応では、こうしたいじめ隠蔽の期間が長くなればなるほど被害の程度が重くなるにもかかわらず、被害者が１９歳以上となったら相談ができなくなる以上、月日が過ぎるのを待って相談することができなくすることで処理することとされることが容易に予想されます。こうしたことは許されるものではありません。また、松戸市立学校には、みらい分校があり、実際に１９歳以上の生徒が所属しています。みらい分校での１９歳以上の生徒に対するいじめについては、在学中であっても最初から１８歳以下という年齢制限により相談対象外とされてしまっています。本件の基本方針案は、本件の基本方針案を作成した職員らの夜間中学の生徒に対する差別意識を如実に顕現したものと言うほかなく、みらい分校での１９歳以上のいじめ被害者を相談対象から差別的に排除するものであって、いじめ防止対策推進法にも違反し、断じて許されません。他の学校でも、留年等により１９歳以上となったいじめ被害者からの相談も対象外とされていることとなります。留年等によって１９歳以上となったいじめ被害者からいじめの相談をする権利を剥奪することは、留年等をしたことに対する懲罰として機能することから、極めて非人道的です。そして、この１８歳以下という年齢制限は、法律や条例の根拠がないとのことですから、極めて問題のある権利制限です。したがって、年齢制限を全廃して、「すべての子ども、すべての児童生徒、及びそれらの御家族・御親族を対象としている。」と追記すべきです。		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	6	第2章 3(2)	「(I)「松戸市いじめ相談専用ダイヤル」等の周知 a 「いじめ相談専門員」を配置して電話相談を実施」とありますが、いじめ相談専門員の専門性と第三者性に極めて大きな疑義があります。いじめの被害について取り組む極めて高い専門性を有し、松戸市教育委員会ないし松戸市や教育業界などからの独立性を有する人物のみを選ぶべきです。具体的には、いじめ問題について取り組んできたいじめ被害者、いじめ被害者側で裁判を闘ってきた弁護士、それらの人たちから推薦を受けた人物のみがいじめ相談専門員となるべきです。したがって、「(I)「松戸市いじめ相談専用ダイヤル」等の周知 a 「いじめ相談専門員」を配置して電話相談を実施」の後に続けて、「いじめの被害について取り組む極めて高い専門性を有し、松戸市教育委員会ないし松戸市や教育業界などからの独立性を有する人物のみがいじめ相談専門員となる。具体的には、いじめ問題について取り組んできたいじめ被害者、いじめ被害者側で裁判を闘ってきた弁護士、それらの人たちから推薦を受けた人物のみがいじめ相談専門員となる。」と追記すべきです。	いじめ問題に知見を有する相談員が、相談者に寄り添った助言をするとともに、必要に応じて相談員が聞き取った相談内容を教育委員会内で共有し、学校・関係機関と連携しながら、相談者の要望に沿った形で対応をしています。	無
	6	第2章 3(2)	「ウ 教職員研修の充実 教育委員会は、教職員を対象に、いじめの防止等に関する研修、生徒指導担当・人権教育推進担当・道徳教育推進担当へ専門性を高める研修等を実施し、いじめの防止等に関する資質能力の向上に努める。また、学校からの要望に応じて、各校の研修会に講師を派遣する。」とありますが、学校が、いじめの防止等に資する要望をすることは到底考えられませんから、学校からの要望に応じるのではなく、いじめ被害者やいじめ隠蔽被害者からの要望に応じることとすべきです。そして、研修の講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にすることを明記	教職員が、いじめの防止等に関する研修を受け、生徒指導、人権教育、道徳教育における専門知識を向上させることは極めて重要であります。様々な機関と連携し、資質・能力の向上を図り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			すべきです。いじめを隠蔽した教職員やいじめを隠蔽した有識者（いじめはなかったとする学校・教育委員会の判断が適切だったと答申した際の松戸市いじめ防止対策委員会の委員らが典型です。）を講師にしてはならないことも明記すべきです。また、「努める」との記載からすると、努力義務に過ぎないことになりますから、努力義務ではなく、義務とすべきです。したがって、「ウ 教職員研修の充実 教育委員会は、教職員を対象に、いじめの防止等に関する研修、生徒指導担当・人権教育推進担当・道徳教育推進担当へ専門性を高める研修等を実施し、いじめの防止等に関する資質能力の向上をしなければならない。また、いじめ被害者やいじめ隠蔽被害者からの要望に応じて、各校の研修会に講師を派遣する。研修の講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にする。いじめを隠蔽した教職員やいじめを隠蔽した有識者（いじめはなかったとする学校・教育委員会の判断が適切だったと答申した際の松戸市いじめ防止対策委員会の委員らなど）を講師にしてはならない。」と修正すべきです。		
	6	第2章 3(2)	「「いじめ問題対応マニュアル」（教育委員会発行）を各職員に提示し周知する。各種研修に活用し、未然防止・早期発見・早期対応・継続支援を図る。」とありますが、いじめに関しては教育委員会が発行したものを研修に活用しても、いじめの隠蔽を研修することにしかありませんから、いじめの被害者やその家族・遺族、いじめの被害者側で裁判を闘った弁護士たちの著作等を研修に活用すべきです。したがって、「いじめの被害者やその家族・遺族、いじめの被害者側で裁判を闘った弁護士たちの著作等を研修に活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・継続支援を確実にこなう。」と修正すべきです。	いじめ問題における、未然防止・早期発見・早期対応・継続支援すべての場面での対応がおろそかにならないよう、各学校において常態的・先行的生徒指導と即応的・継続的生徒指導が徹底できるよう研修を進めてまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	6	第2章 3(2)	「エ インターネットを介してのいじめへの対策 教育委員会は、千葉県及び近隣市と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。関係機関と連携し、児童生徒や保護者に対して資料等を配布するなど啓発活動を実施する。また、情報モラル教育の実施を促し、学校等に講師を派遣する。」とありますが、「教育委員会は、千葉県及び近隣市と連携」との文言を利用して、インターネット上のいじめを隠蔽することの連携を正当化する根拠と解してはならないことを明示すべきです。「関係機関」というものは、いじめを隠蔽してきた団体である校長会や教職員組合などを含まず、いじめの被害者、いじめ隠蔽の被害者、その家族・遺族たちの団体を指すものとすべきです。「情報モラル教育の実施を促し、学校等に講師を派遣する。」における講師についても、当然のことながら学校・教育委員会と利害関係を有しない第三者から選ぶべきです。それらのことを明記すべきです。	千葉県及び近隣市、民間企業等と連携するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、消費生活センター、児童相談所等、多角的な視点から状況を把握し、的確な対応をしてまいります。	無
	6	第2章 3(2)	「オ 早期対応 教育委員会は、初動態勢及びその後の対応について、各校に指導・助言する。」とありますが、教育委員会が、初動態勢及びその後の対応について、各校に指導・助言する内実としては、いじめの隠蔽の指南であると考えられます。教育委員会に関わらせるべきではありません。最初から、いじめの被害経験者、いじめ隠蔽被害経験者、いじめ被害者の側で裁判を闘った弁護士、それらの人たちから推薦を受けた有識者という第三者のみが指導・助言をすべきです。したがって、「オ 早期対応 教育委員会は、初動態勢及びその後の対応について、各校にいじめの隠蔽を指南してはならない。いじめの被害経験者、いじめ隠蔽被害経験者、いじめ被害者の側で裁判を闘った弁護士、それらの人たちから推薦を受けた有識者という第三者のみが指導・助言を行なう。」と修正すべきです。	教育委員会は、各学校からの報告があった際は、詳細な状況把握と、情報収集を行います。学校教職員、当事者の家庭の必要に応じて児童生徒課指導主事・学校アドバイザー・心理士・スクールソーシャルワーカーで組織するいじめ事案支援チームの派遣をし、当事者や保護者に対して直接面談等を行い、支援します。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	6	第2章 3(2)	「(ア) いじめ事案報告書の提出を受け、いじめ事案支援チームを派遣」とありますが、5頁第2章3「エ いじめ事案支援チームの派遣 教育委員会は、いじめが理由で児童生徒が3日以上欠席となった場合、児童生徒課指導主事・学校アドバイザー・心理士・スクールソーシャルワーカーで組織するいじめ事案支援チームの派遣を当事者の家庭に提案し、必要に応じて、いじめ事案支援チームを派遣し、当事者や保護者に対して直接面談等を行い、支援する。」の箇所述べたとおりです。	「いじめが理由」と判断する明確な基準については、教職員の判断ではなく、被害児童生徒を主体として本人やご家庭が被害を訴えた場合としております。	無
	6	第2章 3(2)	「(イ) 児童生徒、その家族が抱える課題等の解決に向け、教育と福祉の連携を基盤としたスクールソーシャルワーカーの活用」とありますが、いじめをなかったことにし、家庭の問題にすり替えることは、いじめを隠蔽するうえで通常使用される手法であり、実際に、松戸市教育委員会も、松戸市立中学校や松戸市立小学校のいじめを家庭に問題があるとして、いじめを隠蔽することを企図していました。いじめ被害者を精神病院や児童相談所送りにしたりいじめ被害者とその保護者を親子分離したりすることが報復ないし隠蔽の措置として利用されてきましたが、このようなことは断じて許されるものではありません。したがって、「(イ) 児童生徒、その家族が抱える課題等の解決に向け、教育と福祉の連携を基盤としたスクールソーシャルワーカーの活用」との文は、全体を削除すべきです。	国基本方針において、いじめの防止等のための体制整備としてスクールソーシャルワーカーの配置が示されており、児童生徒やその保護者が抱える課題を解決する福祉の専門家として、学校現場において積極的に活用されています。	無
	6	第2章 3(2)	「(ウ) 必要に応じて当事者（被害者）・相手側（加害者）ともにスクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアの実施」とありますが、いじめの加害者までもが精神的に傷付いていることを前提とした記載であり、断じて許されるものではありません。また、「心のケアの実施」との文言は、かつてでは登校拒否症、現在では統合失調症や発達障害などの診断や疑いによって精神病院送りにして無力化することでいじめを隠蔽することが横行してきたところ、いじめ被害者の保護者が、うちの子は実際に虐めら	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			れている、精神障害ではないと言って、我が子の精神科送りを拒否することで、医療ネグレクトとして虐待親扱いされて親子分離されたうえでいじめ被害者は児童相談所で強制的に精神病院につながれて、学校・教育委員会がいじめはなかったと言っているのに対して子どもが虐められたと言っていることを以て精神障害の診断を付けることに利用されることが容易に予想されます。診断基準に生体検査は一切ありません。精神科医の主観だけで診断されます。それなのに、精神障害の診断が付けられれば、いじめ被害の訴えは被害妄想や認知の偏りや認知の歪みとして処理されていじめの隠蔽は完成します。実際に、松戸市立学校、松戸市教育委員会はこうした手法を今も昔も頻りに使用しています。こうしたことを直ちに止めるべきです。さらに、スクールカウンセラーは、学校においていじめを隠蔽する役割を果たしています。実際に、松戸市立中学校では、初めてカウンセリングルームにいじめの相談をしに行ったとき、中学校のスクールカウンセラーは、その子に向かって「自分がいじめられていないと思えるようになるにはどうしたらいいかおばさんと一緒に考えていこうね!」と言い放ちました。嗤いながら言っていました。そして、クラスメイトに、その子どものことを統合失調症の被害妄想だから真に受けるなと伝えていました。そして、毎週、いじめの被害を相談し続けると、精神病院に入院するよう勧めてきました。このようにしていじめが揉み消されます。したがって、「スクールカウンセラーは、いじめを隠蔽する立場であることから、いじめ被害者の心を癒やすことに一切関わらせない。」「かつてでは登校拒否症、現在では統合失調症や発達障害などの診断や疑いによって精神病院送りにして無力化することでいじめを隠蔽することが横行してきたところ、いじめ被害者の保護者が、うちの子は実際に虐められている、精神障害ではないと言って、我が子の精神科送りを拒否することで、医療		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			ネグレクトとして虐待親扱いして親子分離したうえでいじめ被害者は児童相談所で強制的に精神病院につないで、学校・教育委員会がいじめはなかったと言っているのに対して子どもが虐められたと言っていることを以て精神障害の診断を付けることに利用してまいりました。診断基準に生体検査は一切ありません。精神科医の主観だけで診断されます。それなのに、精神障害の診断が付けられれば、いじめ被害の訴えは被害妄想や認知の偏りや認知の歪みとして処理されていじめの隠蔽は完成します。このようにして、「心のケアの実施」という文言を利用することは断じて行ないません。実際に、松戸市立学校、松戸市教育委員会はこうした手法を今も昔も頻りに使用してまいりました。しかし、こうしたことを直ちに止めます。」と追記すべきです。		
	6	第2章 3(2)	「(I) 事案に応じた、関係機関（警察・児童相談所等）との連携」とありますが、学校・教育委員会は、いじめの加害者が、いじめの被害者を全裸にして排泄行為や自慰行為を強要したりナメクジやカタツムリやダンゴムシやゴキブリを食べさせたりそうした姿態を撮影して共有したりしても、暴行して怪我をさせたり、被害者が大切にしている物を加害者に譲ることを強要したり、被害者を池に落としたりしても、全然警察を呼ばないにもかかわらず、いじめの被害者がいじめやいじめ隠蔽に耐えかねて助けを求めて暴れたりして学校の備品を壊したりするとすぐに警察を呼びます。そして、いじめの被害者を脳病患児として仕立て上げていじめ被害の訴えの脳の病気の症状であるとしていじめを隠蔽することで児童相談所が利用されます。こうしたことは絶対に許されません。したがって、「学校・教育委員会は、いじめの加害者が、いじめの被害者を全裸にして排泄行為や自慰行為を強要したりナメクジやカタツムリやダンゴムシやゴキブリを食べさせたりそうした姿態を撮影して共有したりしても、暴行して	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			怪我をさせたり、被害者が大切にしている物を加害者に譲ることを強要したり、被害者を池に落としたりしても、全然警察を呼ばないにもかかわらず、いじめの被害者がいじめやいじめ隠蔽に耐えかねて助けを求めて暴れたりして学校の備品を壊したりするとすぐに警察を呼ぶなどしていじめを隠蔽してまいりました。そして、いじめの被害者を脳病患児として仕立て上げていじめ被害の訴えの脳の病気の症状であるとしていじめを隠蔽することで児童相談所を利用してまいりました。こうしたことをしてまいったことを反省して、こうしたことは断じて行ないません。「関係機関（警察・児童相談所等）との連携」とは、いじめの被害者を貶めるのではなく、いじめの加害者・隠蔽者を処罰し又は矯正するために行ないます。」と追記すべきです。		
	6	第2章 3(2)	「(オ) いじめ問題対応マニュアルの配布」とありますが、「初動対応及びその後の対応について、各校に指導・助言する」一環として、教育委員会が発行したマニュアルを配布しても、いじめの隠蔽を指導・助言することにしかありませんから、いじめの被害者やその家族・遺族、いじめの被害者側で裁判を闘った弁護士たちの著作等を指導・助言の一環として配布すべきです。したがって、「いじめ問題対応マニュアルの配布」を「いじめの被害者やその家族・遺族、いじめの被害者側で裁判を闘った弁護士たちの著作等の配布」と修正すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無
	7	第3章 1	「学校は、国、県及び「松戸市基本方針」に基づいて」とありますが、国、県に基づいてという言葉の意味が不明です。国、県の何に基づくのかをあえて伏せるというのは大変な問題があります。この指摘を受けて、パブリックコメントに対する回答として、国と県のそれぞれ何に基づくのかを初めて示すことで、松戸市教育委員会は、国と県のそれぞれ何に基づくのかについてパブリックコメントの対象に含めずに済ませることを企図したものというほかありません。このようなことは、到底、許されるものではありません。	脱字であったため、「学校は、国、県及び「松戸市基本方針」に基づいて」を「学校は、国、県の <u>基本方針</u> 及び「松戸市基本方針」に基づいて」に修正いたします。	有

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	7	第3章 1	「家庭・地域・警察をはじめとした関係機関等との連携」とありますが、何よりも、いじめの被害経験者を大切にしなければなりませんから、いじめの被害者団体、いじめ被害者の家族や遺族の団体も典型例に含めるべきです。	法第17条において、地方公共団体は、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体と連携していじめの防止等の対策を行うこととされています。	無
	7	第3章 2	「学校は、いじめへの対応にあたり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う必要がある。」とありますが、教職員の間には、いじめを隠蔽する勢力しか存在しないと言ってよいですが、いじめが隠蔽されていることについて公益通報、内部告発等をする希有な人が現れた場合に、「学校は、いじめへの対応にあたり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う必要がある。」との文言を利用して、いじめが隠蔽されていることについて公益通報、内部告発等することについての情報を学校・教育委員会で共有する必要があるとして公益通報者・内部告発者から情報を提供させたり、いじめが隠蔽されていることについての公益通報、内部告発等を隠蔽したり対策を講じたりしてはならないことを明示すべきです。したがって、「学校は、いじめへの対応にあたり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う必要がある。」の後に続けて、「教職員の間には、いじめを隠蔽する勢力しか存在しないと言ってよいが、いじめが隠蔽されていることについて公益通報、内部告発等をする希有な人が現れた場合に、「学校は、いじめへの対応にあたり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う必要がある。」との文言を利用して、いじめが隠蔽されていることについて公益通報、内部告発等することについての情報を学校・教育委員会で共有する必	法第22条において、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置くこととされており、国基本方針においては、組織的にいじめへの対応にあたることを示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			要があるとして公益通報者・内部告発者から情報を提供させたり、いじめが隠蔽されていることについての公益通報、内部告発等を隠蔽したり対策を講じたりしてはならない。」と追記すべきです。		
	7	第3章 2(1)	「また学校には、いじめの防止等の対策のための組織を置く必要がある（法第22条）。 （１）「いじめの防止等の対策のための組織」の設置 学校は、「いじめの防止等の対策のための組織」を設置する。例えば、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等で組織を構成する。」とありますが、学校内部の者のみで構成するのではなく、外部専門家の参画が不可欠ですから、松戸市立学校のスクールカウンセラーや松戸市教育委員会の顧問弁護士や松戸市の顧問弁護士などを外部専門家と評価する余地はないと言うべきです。したがって、いじめ防止対策推進法22条にいう「いじめの防止等の対策のための組織」を構成する外部専門家としては、いじめの被害経験者やその家族・遺族としていじめ問題に取り組んでいる個人、いじめの被害者側で裁判を闘った弁護士たちを選ぶべきです。したがって、「また学校には、いじめの防止等の対策のための組織を置く必要がある（法第22条）。 （１）「いじめの防止等の対策のための組織」の設置 学校は、「いじめの防止等の対策のための組織」を設置する。例えば、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等で組織を構成する。」の後に続けて、「この組織は、学校内部の者のみで構成するのではなく、外部専門家の参画が不可欠であるから、松戸市立学校のスクールカウンセラーや松戸市教育委員会の顧問弁護士や松戸市の顧問弁護士など	法第22条において、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置くこととされており、学校内外の複数の専門的な知識を有する者で組織を構成することを示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			を外部専門家と評価する余地はない。したがって、いじめ防止対策推進法 22 条にいう「いじめの防止等の対策のための組織」には、いじめの被害経験者やその家族・遺族としていじめ問題に取り組んでいる個人、いじめの被害者側で裁判を闘った弁護士たちを外部専門家として構成員としなければならない。」と追記すべきです。		
	7	第 3 章 2 (2)	「ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有」とありますが、学校・教育委員会は、いじめの加害者が、いじめの被害者を全裸にして排泄行為や自慰行為を強要したりナメクジやカタツムリやダンゴムシやゴキブリを食べさせたりそうした姿態を撮影して共有したりしても、暴行して怪我をさせたり、被害者が大切にしている物を加害者に譲ることを強要したり、被害者を池に落としたりしても、全然警察を呼ばないにもかかわらず、いじめの被害者がいじめやいじめ隠蔽に耐えかねて助けを求めて暴れたりして学校の備品を壊したりすると問題行動等としてすぐに警察を呼びます。そして、いじめの被害者を脳病患児として仕立て上げていじめ被害の訴えの脳の病気の症状であるとしていじめを隠蔽することで児童相談所が利用されます。こうしたことは絶対に許されません。また、学校・教育委員会は、いじめの被害者がいじめから避難することを問題行動として処理してきました。いじめやいじめの隠蔽こそが児童生徒の問題行動であり学校・教育委員会の教職員の問題行動です。したがって、「学校・教育委員会は、いじめの加害者が、いじめの被害者を全裸にして排泄行為や自慰行為を強要したりナメクジやカタツムリやダンゴムシやゴキブリを食べさせたりそうした姿態を撮影して共有したりしても、暴行して怪我をさせたり、被害者が大切にしている物を加害者に譲ることを強要したり、被害者を池に落としたりしても、全然警察を呼ばないにもかかわらず、いじめの被害者がいじめやいじめ隠	法第 22 条において、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置くこととされており、国基本方針においては、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置する際の、組織の役割を示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			蔽に耐えかねて助けを求めて暴れたりして学校の備品を壊したりすると問題行動等としてすぐに警察を呼んでまいりました。そして、いじめの被害者を脳病患児として仕立て上げていじめ被害の訴えの脳の病気の症状であるとしていじめを隠蔽することで児童相談所を利用してまいりました。こうしたことは絶対に許されないことです。また、学校・教育委員会はいじめの被害者がいじめから避難することを問題行動として処理してまいりました。いじめやいじめの隠蔽こそが児童生徒の問題行動であり学校・教育委員会の教職員の問題行動です。したがって、いじめ被害者のとる行動を「児童生徒の問題行動等」と判断することは断じて行ないません。そして、いじめやいじめの隠蔽こそが児童生徒の問題行動であり学校・教育委員会の教職員の問題行動であると判断致します。」と追記すべきです。		
	7	第3章 2(2)	「エ いじめの防止に係る校内研修の企画と実施」とありますが、研修の講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にすることを明記すべきです。いじめを隠蔽した教職員やいじめを隠蔽した有識者（いじめはなかったとする学校・教育委員会の判断が適切だったと答申した際の松戸市いじめ防止対策委員会の委員らが典型です。）を講師にしてはならないことも明記すべきです。したがって、「エ いじめの防止に係る校内研修の企画と実施」の後に続けて、「研修の講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にする。いじめを隠蔽した教職員やいじめを隠蔽した有識者（いじめはなかったとする学校・教育委員会の判断が適切だったと答申した際の松戸市いじめ防止対策委員会の委員らなど）を講師にしてはならない。」と追記すべきです。	法第22条において、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置くこととされており、国基本方針においては、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置する際の、組織の役割を示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	7	第3章 2(3)	「イ いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施する。なお、この際(1)に示す組織については、事案によって柔軟に編成する。」とありますが、この定めは、事案によって隠蔽手法が異なり得るから、事案により異なる隠蔽方法に依拠して構成員を変えることを意味するものではないことを明示すべきです。そして、何よりも、いじめの隠蔽に反対する構成員が現れた場合に、その構成員を排除するために、この定めを利用してはならないことを明示すべきです。したがって、「イ いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施する。なお、この際(1)に示す組織については、事案によって柔軟に編成する。」の後に続けて「この定めは、事案によって隠蔽手法が異なり得るから、事案により異なる隠蔽方法に依拠して構成員を変えることを意味するものではない。そして、何よりも、いじめの隠蔽に反対する構成員が現れた場合に、その構成員を排除するために、この定めを利用してはならない。」と追記すべきです。	法第22条において、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置くこととされており、国基本方針においては、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置し、いじめ事案が発生した際は、情報の迅速な共有を図るため会議の開催を示しています。	無
	7	第3章 3	「(1) 未然防止 学校は、いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。その際、「わかる授業展開による主体的・対話的な深い学びの実践」「考え、議論する道徳教育の充実」「松戸市版豊かな人間関係作りプログラムの活用やWEBQUを活用した学級集団づくり、異学年集団での活動の充実による豊かな人間関係づくりの推進」「法教育等による規範意識の育成」「児童生徒会活動を中心とした自発的活動」「教職員のいじめに対する意識の向上」等を通して、いじめの未然防止に取り組む。」とありますが、少なくとも、「わかる授業展開による主体的・対話的な深い学び	国基本方針において、学校におけるいじめの防止等に関する措置が例示されており、未然防止の取り組みを示しています。WEBQUに関しましては、学校生活における生徒個々の意欲や満足度、および学級集団の状態を測定することのできる、WEB上でのアンケートとなっております。いじめ、不登校、やる気、ソーシャルスキル、部活動、アクティブラーニング、学習意欲等の項目で、個人と学級の状	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			の実践」、「松戸市版豊かな人間関係作りプログラムの活用やWE B Q Uを活用した学級集団づくり」、「児童生徒会活動を中心とした自発的活動」をいじめ防止と結びつけることは牽強付会であり、いじめ防止とは独立して成立し得る学校での活動をいじめ防止対策であるかのように仮構することに他なりません。「わかる授業展開による主体的・対話的な深い学びの実践」は、教員の授業能力及びその授業を受けた児童生徒の学習のことですから、いじめ防止と関係がなく、「WE B Q U」は、学習コンテンツですからいじめ防止と関係がなく、「松戸市版豊かな人間関係作りプログラムの活用」は、冊子を学校に配布していじめ防止をしたことにして済ませるとは教育委員会がいじめ被害者の命を何とも思っていないことの証左であり、「児童生徒会活動を中心とした自発的活動」をしたことでいじめ防止をしたことになるとは到底いえませんし、児童生徒会会長その他役員が児童生徒会外の児童生徒に対するいじめ加害者だったり、児童生徒会内でいじめがあったりした場合にまでも「児童生徒会活動を中心とした自発的活動」であるから、いじめはなかった、むしろいじめ防止の取り組みだった、ということにされることが容易に予想されます。断じて許されないことです。また、「異学年集団での活動の充実による豊かな人間関係づくりの推進」は、異学年からいじめを受けたり同学年のいじめ加害者が異学年をいじめに利用したりすることを防止する必要があることに細心の注意を払うべきです。このようなことにいじめ対策の予算を使用して徒費することで、真にいじめ防止に資することには予算を使用しないのですから、いじめを隠蔽する姿勢は明らかです。最大のいじめ防止の取り組みは、実際にいじめが起きたときにいじめを隠蔽しないこと、いじめといじめ隠蔽を徹底的に追及することです。現状では、いじめをしても、学校・教育委員会が徹底的にいじめを隠蔽してくれるから、安心していじめを行なう	態を可視化でき、リアルタイムでの学級運営に生かすことができるツールのひとつとなっています。	

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			ことができます。これを打破するには、加害者、隠蔽者らへの責任追及と被害者や遺族らへの謝罪と賠償を行なって、それらを語り部として語り継ぐことが肝要です。そして、それについて公表して、学校でも教えることです。こうしたことの積み重ねが最大のいじめ防止です。したがって、「わかる授業展開による主体的・対話的な深い学びの実践」、「松戸市版豊かな人間関係作りプログラムの活用やWEBQ Uを活用した学級集団づくり」、「児童生徒会活動を中心とした自発的活動」を削除して、「いじめの被害経験者として活動している人々の被害体験を聞く機会を定期的に設けること、いじめやいじめ自殺の被害者側で裁判を闘った弁護士の話聞く機会も定期的に設けること、過去から現在まで松戸市立学校と松戸市教育委員会の行なった全てのいじめの隠蔽について謝罪と反省をして加害者、隠蔽者らの民事（損害賠償請求等）、刑事（刑事告訴、刑事告発、検察審査会の審査の申立て、付審判請求、審判に付さないとの決定に対する抗告や特別抗告、高検検事長に対する不服申立て、最高検検事総長に対する不服申立て等）、行政（懲戒処分、懲戒相当の判断の通知、懲戒請求等）上の責任を徹底的に追及する、いじめの被害者やその遺族らに謝罪と賠償を行なうこと、松戸市立学校や松戸市教育委員会の教職員たちが行なったいじめ隠蔽について記憶を風化させなくするためにいじめ隠蔽被害者が語り継ぐことを行政（いじめ隠蔽被害者が学校で講演する機会を定期的に設けたり、いじめ隠蔽被害者が継続して学校・教育委員会の教職員向けの研修の講師となったりする等）上や経済（いじめ隠蔽被害の語り継ぎや出版の取り組みに予算を支出すること等）的に援助すること、いじめやいじめ隠蔽の被害者がいじめの加害者・隠蔽者に対して司法手続や行政手続等をとること（いじめ被害者やいじめ隠蔽被害者が、いじめ被害やいじめ隠蔽被害に係る刑事訴訟、民事訴訟の手続、行政手続等に適切に関与で		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			きるよう、松戸市教育委員会は、上記手続等に係りいじめ被害者やいじめ隠蔽被害者の負担することとなる一切の金銭的な負担を負うこととする。その負担には、いじめ被害者やいじめ隠蔽被害者の弁護士費用、交通費、証拠収集にかかる費用、医療費、休暇を取って手続をとった場合には休暇を取らなければ得ることができた収入など、様々なものが含まれる。交通費を例にとると、警察や検察といった捜査機関への協力のために発生する旅費等（たとえば、捜査機関によって話を聞きたいといわれて呼ばれることがある。）、法律事務所や法テラス等への相談のために発生する旅費等、訴訟準備のための訴訟記録の閲覧、謄写等のために裁判所に行って帰ってくるために発生する旅費等、上訴等のために裁判所に行って帰ってくるために発生する旅費等、犯罪の加害者が不起訴になった場合には、検察審査会への審査の申し立ての手続きで審査会に呼ばれることもありうるから検察審査会に行って帰ってくるために発生する旅費等、公務員犯罪であれば付審判請求という刑事裁判手続きがあることから同手続のために検察や裁判所に行って帰ってくるために発生する旅費等も当然に対象となる。）について経済的な支援を行なうこと」と修正すべきです。被害の声を上げるのにもお金がかかり、被害者が経済的負担をすることが難しい場合には被害の声さえ上げられない現状があります。ゆえに、この措置を行なうことを絶対に明記すべきです。とりわけ、WEBQUは、学習コンテンツですから、いじめ防止と関係がない以上、WEBQUによっていじめを発見することは著しく困難です。そうすると、最初からいじめを発見することが著しく困難なものをその調査結果とやらの分析と活用によっていじめが発見できないからいじめがなかったということにしていじめを隠蔽しようとしていることが容易に予想されます。このようなことは断じて許してはなりません。したがって、「WEBQUは、学習コンテンツで		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			すから、いじめ防止と関係がない以上、WE B Q Uによっていじめを発見することは著しく困難です。そうすると、最初からいじめを発見することが著しく困難なものをその調査結果の分析と活用によっていじめが発見できないからいじめがなかったということにしていじめを隠蔽する危険があります。「WE B Q Uを活用した学級集団づくり」などといった記載に騙されないでください。」と追記すべきです。		
	8	第3章 3 (2)	「(2) 早期発見 学校は、月に1回程度のアンケートの実施や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。アンケートについては、結果が速やかに管理職まで報告されるよう、校内の組織的対応を進める。」とありますが、「月に1回程度のアンケートの実施」というようにアンケートの実施の頻度について学校に裁量を持たせると隠蔽に利用することとなりますから、アンケートの実施の頻度に幅を持たせるべきではなく、学校に裁量を認めてはなりません。そして、何よりも、アンケートの結果が速やかに管理職まで報告されるようにすることについては、管理職というのはいじめを隠蔽する立場ですから、この定めによって、いじめやいじめの疑いの証拠となるアンケートがあった場合には、管理職が児童生徒にアンケートの書き直しを命じるよう教職員に指導したり、管理職が児童生徒にアンケートの書き直しを命じたり、管理職にいじめがあったことを知られなくするために教職員が児童生徒にアンケートの書き直しを命じたり、アンケートを廃棄したり、アンケートを隠匿したりすることなどを助長することが容易に想定されますし、実際に、こうしたことは全国の学校で横行しています。したがって、「月に1回程度のアンケートの実施」というようにアンケートの実施の頻度について学校に裁量を持たせると隠蔽に利用することとなるか	国基本方針において、学校におけるいじめの防止等に関する措置が例示されており、アンケートの実施等、早期発見の取り組みを示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			ら、アンケートの実施の頻度に幅を持たせるべきではなく、学校に裁量を認めない。そして、何よりも、アンケートの結果が速やかに管理職まで報告されるようにすることについては、管理職というのはいじめを隠蔽する立場であるから、この定めによって、いじめやいじめの疑いの証拠となるアンケートがあった場合には、管理職が児童生徒にアンケートの書き直しを命じるよう教職員に指導したり、管理職が児童生徒にアンケートの書き直しを命じたり、管理職にいじめがあったことを知られなくするために教職員が児童生徒にアンケートの書き直しを命じたり、アンケートを廃棄したり、アンケートを隠匿したりすることなどを助長することが容易に想定される。実際に、こうしたことは全国の学校で横行してきた。したがって、 「(2) 早期発見 学校は、月に1回必ず、いじめに特化したアンケートを実施し、教育相談を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。アンケートについては、結果が速やかに、いじめを隠蔽しない管理職まで報告し、いじめを隠蔽する管理職には、アンケートの証拠保全等を速やかに完了した後で速やかに報告するよう、校内の組織的対応を進める。すべての学校・教育委員会の教職員は、いじめやいじめの疑いの証拠となるアンケートがあった場合には、管理職が児童生徒にアンケートの書き直しを命じるよう教職員に指導したり、管理職が児童生徒にアンケートの書き直しを命じたり、管理職にいじめがあったことを知られなくするために教職員が児童生徒にアンケートの書き直しを命じたり、アンケートを廃棄したり、アンケートを隠匿したり、いじめの実態を隠蔽することなどをしてはならない。」と修正すべきです。		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	8	第3章 3(2)	「また、複数職員による児童生徒の観察、休み時間や登下校時の見守りの中から児童生徒の変化を見逃さないように取り組む。さらに、学校の相談体制を整え、窓口を周知することや松戸市いじめ相談専用ダイヤルカードの配布、様々な相談窓口の周知に努め、早期発見に取り組む。」とありますが、とりわけ「複数職員による児童生徒の観察」という文言が、いじめやいじめの隠蔽を訴えたり、いじめやいじめ隠蔽を証言したり、いじめやいじめ隠蔽をアンケートに記載したりすることを阻止するための監視に利用されることが容易に予想されます。また、児童生徒が、いったんはいじめやいじめ隠蔽を証言しようとしなかったり迷っていたり、いじめやいじめ隠蔽をアンケートに記載しようとしなかったり迷っていたりしている場合に、いじめやいじめ隠蔽を証言したり、いじめやいじめ隠蔽をアンケートに記載したりすることを決意することを「児童生徒の変化」と称してそれを隠蔽するために「見逃さない」とされることが容易に予想されます。こうしたことが決してあってはならないことを明示すべきです。そして、「学校の相談体制を整え、窓口を周知することや松戸市いじめ相談専用ダイヤルカードの配布、様々な相談窓口の周知に努め、早期発見に取り組む。」については、実際に松戸市立学校で起きたことですが、いじめ被害者が教員にいじめ被害を相談する部屋にいじめ対策のポスターが貼ってあり、その教員はそのポスターの前の椅子に腰掛けてそのポスターがいじめ被害者のちょうど目に付く場所に位置取ったのです。そのポスターには、きみはひとりじゃないんだよとの文字が書いてあったが、「じゃ」の文字と「い」の文字とが文字の周囲と同じ色のマジックで塗りつぶされていたことがあったのです。その部屋は、職員室と校長室の間の部屋ですから、児童生徒が自由に出入りすることはできません。そのような仕打ちをすることを「学校の相談体制を整え」るだの、「窓口を周知する」だの、	国基本方針において、学校におけるいじめの防止等に関する措置が例示されており、日頃から児童生徒が示す変化を見逃さないよう、早期発見の取り組みを示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			「様々な相談窓口の周知」だのというべきではありません。当然その教員は、いじめを隠蔽したのです。また、「努める」との記載からすると、努力義務に過ぎないことになりますから、努力義務ではなく、義務とすべきです。したがって、「様々な相談窓口の周知に努め」を「様々な相談窓口を周知しなければならず」とし、「とりわけ「複数職員による児童生徒の観察」という文言が、いじめやいじめの隠蔽を訴えたり、いじめやいじめ隠蔽を証言したり、いじめやいじめ隠蔽をアンケートに記載したりすることを阻止するための監視に利用されることが容易に予想される。また、児童生徒が、いったんはいじめやいじめ隠蔽を証言しようとしなかったり迷っていたり、いじめやいじめ隠蔽をアンケートに記載しようとしなかったり迷っていたりしている場合に、いじめやいじめ隠蔽を証言したり、いじめやいじめ隠蔽をアンケートに記載したりすることを決意することを「児童生徒の変化」と称してそれを隠蔽するために「見逃さない」とされることが容易に予想される。こうしたことは決してあってはならない。そして、「学校の相談体制を整え、窓口を周知することや松戸市いじめ相談専用ダイヤルカードの配布、様々な相談窓口の周知に努め、早期発見に取り組む。」については、実際に松戸市立学校で起きたことであるが、いじめ被害者が教員にいじめ被害を相談する部屋にいじめ対策のポスターが貼ってあり、その教員はそのポスターの前の椅子に腰掛けてそのポスターがいじめ被害者のちょうど目に付く場所に位置取った。そのポスターには、きみはひとりじゃないんだよとの文字が書いてあったが、「じゃ」の文字と「い」の文字とが文字の周囲と同じ色のマジックで塗りつぶされていたことがあったのである。その部屋は、職員室と校長室の間の部屋であるから、児童生徒が自由に出入りすることはできない。そのような仕打ちをすることを「学校の相談体制を整え」るだの、「窓口を周知する」だの、		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			「様々な相談窓口の周知」だのとは到底いえない。当然その教員は、いじめを隠蔽した。このようなことを決して繰り返してはならない。」と追記すべきです。		
	8	第3章 3(3)	「学校は、いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、直ちに校内いじめ防止対策委員会に報告し、同委員会を中心として、組織的に、速やかに対応する。」とありますが、教職員の間には、いじめを隠蔽する勢力しか存在しないと言ってよいですが、いじめが隠蔽されていることについて公益通報、内部告発等をする希有な人が現れた場合に、「学校は、いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、直ちに校内いじめ防止対策委員会に報告し、同委員会を中心として、組織的に、速やかに対応する。」との文言を利用して、いじめが隠蔽されていることについて公益通報、内部告発等することについての情報を学校・教育委員会で共有する必要があるとして報告と称するなどして公益通報者・内部告発者から情報を提供させたり、いじめが隠蔽されていることについての公益通報、内部告発等を隠蔽したり対策を講じたりしてはならないことを明示すべきです。したがって、「学校は、いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、直ちに校内いじめ防止対策委員会に報告し、同委員会を中心として、組織的に、速やかに対応する。」の後に続けて、「教職員の間には、いじめを隠蔽する勢力しか存在しないと言ってよいが、いじめが隠蔽されていることについて公益通報、内部告発等をする希有な人が現れた場合に、「学校は、いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、直ちに校内いじめ防止対策委員会に報告し、同委員会を中心として、組織的に、速やかに対応する。」との文言を利用して、いじめが隠蔽されていることについて公益通報、内部告発等することについての情報を学校・教育委員会で共有	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置を取り、確認されたいじめに対しては、迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応を継続的に行うことを例示しており、国基本方針においても、学校におけるいじめの防止等に関する措置を示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			する必要があるとして報告と称するなどして公益通報者・内部告発者から情報を提供させたり、いじめが隠蔽されていることについての公益通報、内部告発等を隠蔽したり対策を講じたりしてはならない。」と追記すべきです。		
	8	第3章 3(3)	「いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアを開始する。」とありますが、精神科につなげて、いじめ被害者を、被害妄想に耽って自殺しようとしているということにして自傷又は他害のおそれがあるとして精神病院に強制入院させて、いじめを隠蔽しようとするのが容易に予想されます。実際に、学校・教育委員会は今も昔もこの手法を実践しています。隠蔽するために利用してきた診断名が登校拒否症だった時代から、統合失調症や発達障害を利用することになった現在まで、一貫して隠蔽手法として使用してきました。断じて許されるものではありません。したがって、「精神科につなげて、いじめ被害者を、被害妄想に耽って自殺しようとしているということにして自傷又は他害のおそれがあるとして精神病院に強制入院させて、いじめを隠蔽することは絶対にしない。」と追記すべきです。	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置を取り、確認されたいじめに対しては、迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応を継続的に行うことを例示しており、国基本方針においても、学校におけるいじめの防止等に関する措置を示しています。	無
	8	第3章 3(3)	「学校の定めた方針等に沿って、いじめ加害者や周辺の生徒への聴き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。」とありますが、学校が定めた方針等などはいじめを隠蔽するものに他なりませんから、決して沿うべきではありません。「学校の定めた方針等に沿って」の後の文言が、せっかく、「いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。」となっているにもかかわらず	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置を取り、確認されたいじめに対しては、迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応を継続的に行うことを例示しており、国基本方針においても、学校におけるいじめの防止等に関する措置を示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			ず、これらが、「学校の定めた方針等に沿って」行なうとしていることで無力化されています。絶対に許されません。いじめの被害者の定めた方針等に基づいて行なうべきです。そして、「いじめ加害者や周辺の生徒への聴き取り調査等を実施し」とありますが、いじめの加害者や聴衆、傍観者たちからのみ聞き取り調査を実施して、被害者から聞き取り調査を実施しないで済ませることは断じて許されません。したがって、「いじめの被害者の定めた方針等に基づいて、いじめ被害者やいじめ加害者やいじめ傍観者やいじめ隠蔽者や周辺の生徒への聴き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。」と修正すべきです。		
	8	第3章 3(3)	「なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。」とありますが、実際には、全国の学校で横行していることですが、学級全体で話し合うなどと称して、加害者・傍観者たち同士でいじめ隠蔽のための口裏合わせをさせたり、教員が加害者・傍観者たちの口裏合わせの不備や矛盾点を指摘して口裏合わせの不備や矛盾点を解消させたりする指導をするなどしていじめ隠蔽の総決算をしています。こうしたことは直ちに止めるべきです。したがって、「実際には、全国の学校で横行しているが、学級全体で話し合うなどと称して、加害者・傍観者たち同士でいじめ隠蔽のための口裏合わせをさせたり、教員が加害者・傍観者たちの口裏合わせの不備や矛盾点を指摘して口裏合わせの不備や矛盾点を解消させたりする指導をするなどしていじめ隠蔽の総決算をしている。こうしたことは直ちに止める。」と追記すべきです。	国基本方針において、学校におけるいじめの防止等に関する措置が例示されており、いじめが起きた集団への対応を示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	8	第3章 3(4)	「上記の、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。」とありますが、実際には、松戸市教育委員会が松戸市立中学校のいじめ自殺を隠蔽した際に用いたとおり、いじめが解消しているのではなく、いじめが隠蔽できていることを意味します。そして、「いじめが再発する」というのも、以前（現実的には数年前などです。）にはいじめの隠蔽ができない時期があったがその後いじめが隠蔽できてその後またいじめが隠蔽できなくなることを意味します。これを踏まえると、「学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。」との文言は、「学校の教職員は、再びいじめの隠蔽ができなくなるような事態にならないよう、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く監視する必要がある。」という意味であることが容易に判明します。このような意味で運用してはならないことを明示すべきです。したがって、「上記の、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。」の後に続けて、「しかし、実際には、松戸市教育委員会が松戸市立中学校のいじめ自殺を隠蔽した際に用いたとおり、いじめが解消しているのではなく、いじめの隠蔽に成功していることを意味する。そして、「いじめが再発する」というのも、以前（現実的には数年前などである。）にはいじめの隠蔽ができない時期があったがその後いじめが隠蔽できてその後またいじめが隠蔽できなくな	国基本方針において、学校におけるいじめの防止等に関する措置が例示されており、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、学校の教職員は、日常的に当該児童生徒を注意深く観察する必要性を示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			ることを意味する。これを踏まえると、「学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。」との文言は、「学校の教職員は、再びいじめの隠蔽ができなくなるような事態にならないよう、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く監視する必要がある。」という意味であることが容易に判明する。「上記の、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。」をこのような意味で運用してはならない。」と追記すべきです。		
	8	第3章 3(4)	「併せて家庭との連絡を密にとることで安心感を持たせられるようにする。」とありますが、学校・教育委員会が、いじめが隠蔽できていることやいじめの隠蔽手法についていじめ加害者の家庭と連絡を密に取ることによって安心感を持たせられるようにすることを含むものではないこと、いじめの被害者がいじめの隠蔽者である教職員の顔も見たくない声も聞きたくない等と言っているのに、教職員が訪問や電話連絡などを行なうことを正当化する趣旨を含むものではないことを明示すべきです。したがって、「併せて家庭との連絡を密にとることで安心感を持たせられるようにする。」の後に続けて、「学校・教育委員会が、いじめが隠蔽できていることやいじめの隠蔽手法についていじめ加害者の家庭と連絡を密に取ることによって安心感を持たせられるようにすることを含むものではない。いじめの被害者がいじめの隠蔽者である教職員の顔も見たくない声も聞きたくない等と言っているのに、教職員が訪問や電話連絡などを行なうことを正当化する趣旨を含むものではない。」と追記すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	9	第3章 3(5)	「いじめ問題の解決には、保護者の理解が欠かせない。」とありますが、松戸市教育委員会も含めて、いじめ被害者の保護者がいじめ被害者を虐待している場合には親権者が親権を濫用していじめを放置ないし隠蔽する効果を発生させることとなりますから、いじめ被害者の保護者が、いじめ問題の理解を欠いているか、いじめ問題を理解した上で、いじめを放置ないし隠蔽することになる、との趣旨を含むものです。この趣旨を明示すべきです。したがって、「いじめ問題の解決には、保護者の理解が欠かせない。」の後に続けて、「松戸市教育委員会も含めて、いじめ被害者の保護者がいじめ被害者を虐待している場合には親権者が親権を濫用していじめを放置ないし隠蔽する効果を発生させることとなるから、いじめ被害者の保護者が、いじめ問題の理解を欠いているか、いじめ問題を理解した上で、いじめを放置ないし隠蔽することになる、との趣旨を含む。」と追記すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無
	9	第3章 3(6)	「(6) 関係機関との連携 学校は、教育委員会、こども家庭センター、松戸市少年センター等の関係機関と連携し、問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。」とありますが、「関係機関」というものは、いじめを隠蔽してきた団体である教育委員会や校長会や教職員組合などを含まず、いじめの被害者、いじめ隠蔽の被害者、その家族・遺族たちの団体を指すものとすべきです。したがって、「(6) 関係機関との連携学校は、いじめの被害者、いじめ隠蔽の被害者、その家族・遺族たちの団体の関係機関と連携し、問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。いじめを隠蔽してきた団体である教育委員会や校長会や教職員組合などは関係機関に含まない。」と修正すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	9	第3章 3(6)	「また、いじめの状況について教育委員会へ報告し、情報を共有する。」とありますが、いじめの隠蔽状況についての報告や情報共有をしてはならないことを明示すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無
	9	第3章 3(6)	「警察との連携については、必要に応じて、学校・警察連絡制度の活用を積極的に行い、情報を共有し協力していじめ事案に係る具体的な対策を講ずる。」とありますが、いじめ被害者たちの警察被害の声に基づけば、警察は、児童相談所と同様に、虐待の被害者だけではなく、いじめ被害者をも、不良少年不良少女扱いしてきた差別的組織であり、徹底的に被害を隠蔽してきた組織です。「学校・警察連絡制度の活用」によって、いじめ被害者を、問題行動をする不良扱いしていじめを隠蔽することが容易に予想されます。こうしたことは絶対に許されません。したがって、「いじめ被害者たちの警察被害の声に基づけば、警察は、児童相談所と同様に、虐待の被害者だけではなく、いじめ被害者をも、不良少年不良少女扱いしてきた差別的組織であり、徹底的に被害を隠蔽してきた組織である。「学校・警察連絡制度の活用」によって、いじめ被害者を、問題行動をする不良扱いしていじめを隠蔽することが容易に予想される。こうしたことは絶対に許されない。」と追記すべきです。	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無
	9	第4章 1(1)	「重大事態とは、「いじめ」により重大被害が発生した「疑い」がある事態を言う。」とありますが、いじめ防止対策推進法28条1項に違反し、重大事態の定義に明確に反しています。松戸市は、この基本方針案で示しているとおり、いじめという点は疑いではなく確定していなければならないとした上で、疑いの対象となるのは、確定的ないじめによって重大事態が発生したという因果関係である等と主張してきたのです。この解釈運用は、従前から松戸市が主張してきており、裁判所(第三審最高裁判所、第二審東京高等裁判所、第一審千葉地方裁判所)によって明確に否定されて	法第5章、国基本方針、ガイドラインにおいて、「重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す」と示されているとおり、松戸市基本方針においても「重大事態とは、「いじめ」により重大被害が発生した「疑い」がある事態を言う。」と示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			います。それにもかかわらず、松戸市教育委員会が今だに基本方針に盛り込もうとしていることは、いじめ防止対策推進法２８条１項に違反するだけではなく三権分立にも反し、違法です。上記の判決で裁判所が、「法２８条１項１号は、重大事態の一つとして「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と定めているところ、その趣旨及び文言からすると、学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより児童等の生命等に重大な被害が生じた事実が確定するのを待つことなく、その疑いがあると認めるときには重大事態として対処し、速やかに同条所定の調査を行うものとされていると解され、文部科学省が平成２９年３月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（前記関係法令等の定め（３））も同旨をいうものである。 そして、本件事案は、発生当初、本件生徒の使っていたノートにいじめをほのめかす内容の記載があり、<u>いじめが疑われていたのであるから、重大事態として本件対策委員会条例２条２号に基づき諮問を行うことも検討に値したといえることができる。</u>」（下線は、提出者が強調のために付しました。）と判示しているとおり、いじめがあったと確定しているだけではなく、いじめが疑われていても重大事態なのです。したがって、「松戸市は、いじめという点は疑いではなく確定していなければならないとした上で、疑いの対象となるのは、確定的ないじめによって重大事態が発生したという因果関係である等と主張してまいりました。この解釈運用は、従前から松戸市が主張してきており、裁判所（第三審最高裁判所、第二審東京高等裁判所、第一審千葉地方裁判所）によって明確に否定されています。それにもかかわらず、松戸市教育委員会が今だに基本方針に盛り込もうとしてしまったことは、いじめ防止対策推進法２８条１項に違反するだけではな		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			く三権分立にも反し、違法です。上記の判決で裁判所が、「法２８条１項１号は、重大事態の一つとして「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と定めているところ、その趣旨及び文言からすると、学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより児童等の生命等に重大な被害が生じた事実が確定するのを待つことなく、その疑いがあると認めるときには重大事態として対処し、速やかに同条所定の調査を行うものとされていると解され、文部科学省が平成２９年３月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（前記関係法令等の定め（３））も同旨をいうものである。そして、本件事案は、発生当初、本件生徒の使っていたノートにいじめをほのめかす内容の記載があり、<u>いじめが疑われていたのであるから、重大事態として本件対策委員会条例２条２号に基づき諮問を行うことも検討に値したということができる。</u>」（下線は、強調のために付しました。）と判示しているとおりの、いじめがあったと確定しているだけでなく、いじめが疑われていても重大事態なのです。 したがって、重大事態とは、いじめにより児童等の生命等に重大な被害が生じた事実が確定しているときだけではなく、いじめにより児童等の生命等に重大な被害が生じた事実が確定するのを待つことなく、その疑いがある事態をも言う。」と修正すべきです。なお、「文部科学省が平成２９年３月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（前記関係法令等の定め（３））」とは、「文部科学省が平成２９年３月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（甲１－２－１３）には法２８条１項の重大事態の定義に関して、「重大事態は 事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること」が記載されている。」というものです。		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	9	第4章 1(1)	「重大事態については、法に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「千葉県いじめ防止基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」を参酌し、「松戸市基本方針」に則って対応する。」とありますが、いじめを隠蔽してきた千葉県のいじめ防止基本方針はともかく、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」までも「参酌」するにとどめるとは違法であるというほかありません。したがって、「重大事態については、法に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」、「千葉県いじめ防止基本方針」及び「松戸市基本方針」に則って対応する。」と修正すべきです。	法第12条において、地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする、と示しています。	無
	9	第4章 1(2)	「(2) 重大事態の報告 学校は、法に基づき、重大事態が生じた際は、直ちに教育委員会に報告する。」とありますが、議会にも報告するよう定めることで、いじめに対して市を挙げて取り組むことになるのではないのでしょうか。したがって、議会にも報告するよう定めるべきです。	法第30条において、市長は、松戸市いじめ調査委員会へ諮問し再調査を行った場合、その再調査の結果については、議会に報告しなければならないと示しています。	無
	9	第4章 1(3)	「(3) 重大事態の調査 法第28条第1項の規定により、学校の設置者又はその設置する学校が重大事態の定義に該当すると「認める」ときに調査を行うものとする。」とありますが、学校の設置者又はその設置する学校はまずいじめや重大事態を認めませんから、いじめの被害者本人やその保護者が、いじめ被害を訴えて調査を求めたり、重大事態に当たることを訴えたりしたら、必ず、重大事態に該当すると判断しなければならないこととすべきです。したがって、「(3) 重大事態の調査 法第28条第1項の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「い	重大事態のへ対処として、法第28条第1項の規定を示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			じめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」により、学校の設置者又はその設置する学校がまずいじめや重大事態を認めてこなかったことから、いじめの被害者本人やその保護者が、いじめ被害を訴えて調査を求めたり、重大事態に当たることを訴えたりしたら、学校の設置者又はその設置する学校は、必ず、重大事態に該当すると判断しなければならない。」と修正すべきです。		
	9	第4章 1(4)	「(4) 調査主体について 重大事態の調査は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合がある。教育長が総合的に判断し決定する。」とありますが、実際に、松戸市立学校・松戸市教育委員会は、いじめの被害者やその保護者が、学校主体ではなく、第三者検証委員会による調査を求めても、必要がないだの、もう学校主体で決まっただのと言い続け、いじめ被害者の求めを無視し続けてきました。このような事態はあってはならないことです。そうすると、調査主体をどちらにするかは、いじめの被害者の求めのとおり判断すべきです。したがって、「調査主体をどちらにするかは、いじめの被害者の求めのとおり判断しなければならない。」と修正すべきです。	法第5章、国基本方針、ガイドラインにおいて、「重大事態調査は学校の設置者又は学校が行うものとされており、学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて決定する」と示しています。	無
	10	第4章 1(5)	「(5) 聞き取りについて 学校や教育委員会は、経緯や事案の特性、当事者(被害者)児童生徒又は保護者の訴えなどを面談等を通じて十分に把握しなくてはならない。なお、当事者(被害者)児童生徒又は保護者から同席者の希望がある場合、同席についての理由が、当事者(被害者)児童生徒又は保護者に介護・支援が必要である時は、いじめ防止対策委員会でそれを検討することとする。また、いじめ防止対策委員会が必要と認めた場合も同様とする。」と	ご意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			ありますが、まず、被害児童生徒とその保護者が同席者とともに聞き取りを受けることは適正な手続のために必要な権利として保障されているというべきです。しかし、加害児童生徒とその保護者についての言及がないのに対して、被害児童生徒とその保護者についてだけ、同席者の希望がある場合で、同席についての理由が、被害児童生徒又は保護者に介護・支援が必要である時に、いじめ防止対策委員会でそれを検討することとされていたり、いじめ防止対策委員会が必要と認めた場合も同様とするとされていたりすることで、被害児童生徒とその保護者が同席者とともに聞き取りを受ける権利を差別的に制限しているというほかありません。加害児童生徒とその保護者についてはこのような制限がないのですから、極めて不公平であって、いじめの被害者とその保護者を差別するものです。したがって、「(5) 聞き取りについて学校や教育委員会は、経緯や事案の特性、当事者（被害者）児童生徒又は保護者の訴えなどを、面談等を通じて十分に把握しなくてはならない。まず、被害児童生徒とその保護者が同席者とともに聞き取りを受けることは適正な手続のために必要な権利として保障されているから、学校・教育委員会、いじめ防止対策委員会の如何なる者も、被害児童生徒とその保護者が同席者とともに聞き取りを受けることを妨げてはならない。」と修正すべきです。		
	10	第4章 1(6)	「(6) 調査を行うための組織について 学校が主体となって調査を行う場合は、各学校に設置した「いじめの防止等の対策のための組織」と教育委員会より派遣された「いじめ重大事態専門委員」が調査を行う。教育委員会が主体となって調査を行う場合は、松戸市いじめ防止対策委員会条例に基づき、教育委員会からの諮問に応じ、松戸市いじめ防止対策委員会が調査にあたる。調査については、諮問した案件を松戸市いじめ防止対策委員会で審議し、その答申を受けて、教育委員会が報告書を作成する。」とありますが、実際に、松戸市立学校・松戸	法第28条において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととされています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			市教育委員会は、いじめの被害者やその保護者が、学校主体ではなく、第三者検証委員会による調査を求めても、必要がないだの、もう学校主体で決まっただのと言い続け、いじめ被害者の求めを無視し続けてきました。さらに、松戸市いじめ防止対策委員会は、松戸市立中学校のいじめ自殺事件が重大事態としてではなくその他として諮問された件で、いじめはなかったとする学校・教育委員会の判断は適切であるとの答申を平成29年2月20日付けで出しました。その際の松戸市いじめ防止対策委員会の委員は、嶋崎政男委員長、立林尚也副委員長、吉田眞一氏、栗村百合子氏、藪田京子氏の5名でした。嶋崎政男委員長は、その著書『学校崩壊と理不尽クレーム』（平成20年、集英社）において、「子供は善、教師は悪という単純な二元論的思考に凝り固まった人権派弁護士、保護者の無理難題を拒否できない学校現場や教育委員会、軽い体罰でもすぐに騒いで教師を悪者にするマスコミ、弁護士の話を鵜呑みにして、かわいそうな被害者を救うヒロイズムに酔った精神科医。そして、クレーマーと化した保護者。」（26頁）、「クレーマーの「三種の神器」は、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者と言われます。」（47頁）、「クレーマーの「三種の神器」と言われる、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者に援助を求める場合、単に相手に対して圧力をかけることが目的であると、多くの場合うまくいきません。」（179頁）、「すでに何回か述べましたが、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者を「三種の神器」と呼ぶことがあります。クレームを押し通すときに強力な後ろ盾になる、と考えられているためです。」（193頁）と述べていました。これらの見解は、いずれも、いじめという子どもの尊厳に対する蹂躪やそれに対する保護者の正当な意見・要望等についてまでも全く理解していないと言わざるを得ないものです。立林尚也副委員長は、松戸市教育委員会の学務課職員、松戸市立学校の教諭や校長、松戸市学校運営委員会の委員長、松戸市校長会長等の経歴があり、校		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			長であった時に、松戸市教育委員会の顧問弁護士である吉田眞一に法律相談をしたこともあります。吉田眞一は、当時から一貫して松戸市教育委員会の顧問弁護士であり、松戸市いじめ防止対策委員会において、まるで、国家賠償法上、違法である場合に限って、いじめ防止対策推進法上もいじめがあったと認められるとか、いじめ防止対策推進法上も被害者側がいじめがあったことを立証しなければならないものであるかのように解し得る発言をしたうえに、加害者側がいじめを認め、かつ、学校・教育委員会もいじめがあったと認めた場合に限って、いじめがあったと認められるとして、対策委員会としてもそのような認定手法で良いかのように発言しています。栗村百合子は、松戸市立牧野原中学校の現職のスクールカウンセラーとして勤務しており牧中の校長及び松戸市教育委員会の服務監督下にありました。藪田京子は、松戸市の行政相談委員だけではなく、松戸市長による松戸市役所支所出張所諮問委員会などの委員等であり、過去にも、松戸市教育委員会による松戸運動公園他5スポーツ施設の指定管理者候補者選考委員会、松戸市長による松戸市役所支所出張所諮問委員会などの委員等でした。以上のとおり、いじめはなかったとする答申を出した松戸市いじめ防止対策委員会は、中立性及び公平公正性を著しく逸脱した委員構成をとっていました。そうすると、教育委員会には、第三者性や公平性・中立性を確保することに関与させるべきではありませんから、教育委員会がいじめ重大事態専門委員を選ぶのではなく、いじめの被害経験者、いじめ被害者側の弁護士、いじめの被害経験者やいじめ被害者側の弁護士から推薦を受けた人のみで構成しなければならないこととすべきです。また、松戸市教育委員会は、過去に重大事態として松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件で松戸市いじめ防止対策委員会の答申の内容に疑義を呈して答申を書き換えて報告しました。「諮問した案件を松戸市いじめ		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			防止対策委員会で審議し、その答申を受けて、教育委員会が報告書を作成する。」との定めは、松戸市教育委員会が松戸市いじめ防止対策委員会の答申を報告書と称して書き換えることを正当化しようとするものであって、松戸市教育委員会がいじめを隠蔽することに他なりません。したがって、「(6) 調査を行うための組織について いじめ重大事態の調査において、学校が調査主体になる場合に、いじめの被害者を支援してきた専門的な知識及び経験を有する弁護士・いじめの被害経験者等の第三者が出勤し、調査の公平性・中立性を確保する。調査主体を学校にするか否かは、いじめの被害者の求めのとおりに判断することとする。教育委員会はいじめ重大事態専門委員の如何なる判断にも関与させない。教育委員会がいじめ重大事態専門委員を選ぶのではなく、いじめの被害経験者、いじめ被害者側の弁護士、いじめの被害経験者やいじめ被害者側の弁護士から推薦を受けた人のみで構成しなければならない。 上記のことは、以下の教訓から、松戸市教育委員会が反省して行うこととした。 実際に、松戸市立学校・松戸市教育委員会は、いじめの被害者やその保護者が、学校主体ではなく、第三者検証委員会による調査を求めても、必要がないだの、もう学校主体で決まっただのと言い続け、いじめ被害者の求めを無視し続けてまいりました。さらに、松戸市いじめ防止対策委員会は、松戸市立中学校のいじめ自殺事件が重大事態としてではなくその他として諮問された件で、いじめはなかったとする学校・教育委員会の判断は適切であるとの答申を平成29年2月20日付けで出しました。その際の松戸市いじめ防止対策委員会の委員は、嶋崎政男委員長、立林尚也副委員長、吉田眞一氏、栗村百合子氏、藪田京子氏の5名でした。嶋崎政男委員長は、その著書『学校崩壊と理不尽クレーム』（平成20年、集英社）において、		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			「子供は善、教師は悪という単純な二元論的思考に凝り固まった人権派弁護士、保護者の無理難題を拒否できない学校現場や教育委員会、軽い体罰でもすぐに騒いで教師を悪者にするマスコミ、弁護士の話を鵜呑みにして、かわいそうな被害者を救うヒロイズムに酔った精神科医。そして、クレーマーと化した保護者。」 (26 頁)、「クレーマーの「三種の神器」は、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者と言われます。」(47 頁)、「クレーマーの「三種の神器」と言われる、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者に援助を求める場合、単に相手に対して圧力をかけることが目的であると、多くの場合うまくいきません。」(179 頁)、「すでに何回か述べましたが、議員・人権および法曹関係者・マスコミ関係者を「三種の神器」と呼ぶことがあります。クレームを押し通すときに強力な後ろ盾になる、と考えられているためです。」(193 頁)と述べていました。これらの見解は、いずれも、いじめという子どもの尊厳に対する蹂躪やそれに対する保護者の正当な意見・要望等についてまでも全く理解していないと言わざるを得ないものです。立林尚也副委員長は、松戸市教育委員会の学務課職員、松戸市立学校の教諭や校長、松戸市学校運営委員会の委員長、松戸市校長会長等の経歴があり、校長であった時に、松戸市教育委員会の顧問弁護士である吉田眞一に法律相談をしたこともあります。吉田眞一は、当時から一貫して松戸市教育委員会の顧問弁護士であり、松戸市いじめ防止対策委員会において、まるで、国家賠償法上、違法である場合に限って、いじめ防止対策推進法上もいじめがあったと認められるとか、いじめ防止対策推進法上も被害者側がいじめがあったことを立証しなければならないものであるかのように解し得る発言をしたうえに、加害者側がいじめを認め、かつ、学校・教育委員会もいじめがあったと認めた場合に限って、いじめがあったと認められると		

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			して、対策委員会としてもそのような認定手法で良いかのように発言しています。栗村百合子は、松戸市立牧野原中学校の現職のスクールカウンセラーとして勤務しており牧中の校長及び松戸市教育委員会の服務監督下にありました。藪田京子は、松戸市の行政相談委員だけではなく、松戸市長による松戸市役所支所出張所諮問委員会などの委員等であり、過去にも、松戸市教育委員会による松戸運動公園他5スポーツ施設の指定管理者候補者選考委員会、松戸市長による松戸市役所支所出張所諮問委員会などの委員等でした。以上のとおり、いじめはなかったとする答申を出した松戸市いじめ防止対策委員会は、中立性及び公平公正性を著しく逸脱した委員構成をとっていました。そうすると、教育委員会には、第三者性や公平性・中立性を確保することに関与させるべきではありません。教育委員会が主体となって調査を行う場合は、松戸市いじめ防止対策委員会条例に基づき、教育委員会からの諮問に応じ、松戸市いじめ防止対策委員会が調査にあたる。調査については、諮問した案件を松戸市いじめ防止対策委員会で審議し、その答申を公表する。学校・教育委員会が答申や報告を書き換えてはならない。」と修正すべきです。		
	10	第4章 2(1)	「(1) 当事者（被害者）児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任 学校及び教育委員会は、必要な情報を面談等を通じて当事者及び当事者保護者へ直接提供する。これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、松戸市個人情報の保護に関する条例に基づき、他の児童生徒の個人情報保護に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分配慮する。」とありますが、何が「必要な情報」なのかを学校・教育委員会に判断させると、いじめを隠蔽したことが明るみに出る情報を必要な情報と判断せずに隠蔽することが容易に予想されます。さらに、提供の手段は、面	法第5章、国基本方針、ガイドラインにおいて、対象児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明について示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			談に限定せず、電話や文書でも提供することとし、提供の手段もいじめの被害者が決定すべきです。したがって、「(1) 当事者(被害者) 児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任いじめの被害者及び被害者の保護者は、いじめの被害者及び被害者の保護者が必要とする情報を学校及び教育委員会、松戸市いじめ防止対策委員会等から提供を受ける権利を有する。提供の手段は、面談、電話、文書など、いじめの被害者及び被害者の保護者が決定する。」と修正すべきです。		
	10	第4章 2(2)	「(2) 調査結果の報告 学校が調査主体の場合には、学校が教育委員会に報告し教育委員会は市長に報告する。教育委員会が調査主体の場合には、松戸市いじめ防止対策委員会から答申受け、教育委員会が報告書を作成し、市長に報告する。」とありますが、上記と同様です。したがって、「教育委員会には、第三者性や公平性・中立性を確保することに関与させるべきではありません。学校が調査主体の場合には、学校が教育委員会に報告し教育委員会は市長に報告して、報告書を公表する。教育委員会が調査主体の場合には、松戸市いじめ防止対策委員会から答申を受け、市長に報告する。調査については、諮問した案件を松戸市いじめ防止対策委員会で審議し、その答申を公表する。学校・教育委員会が答申や報告を書き換えてはならない。」と修正すべきです。	法第5章、国基本方針、ガイドラインにおいて、市長への調査結果の報告について示しています。	無
	10	第4章 2(3)	「(3) 調査結果の公表 学校及び学校の設置者が公表するか否かを判断する。公表する場合には、特段の支障がないかどうかを、十分に検討する。」とありますが、上記と同様に、学校・教育委員会が公表するか否かを判断するとなると、いじめがなかったという結果であれば公表し、いじめがあったという結果であれば公表しないということになることが必定ですから、学校・教育委員会に	ガイドラインにおいて、調査結果の公表について示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			は、調査結果を公表するか否かを判断させてはなりません。公表する場合の特段の支障を学校・教育委員会に判断させると、学校・教育委員会にとって都合の悪い情報すなわちいじめを隠蔽したことの証拠になり得る情報を特段の支障があるとして伏せて、いじめがなかったという情報ばかりを公表することとするなどしていじめの隠蔽に利用することが必定です。そうすると、調査結果を公表するか否か及び公表範囲は、いじめの被害者が判断すべきです。したがって、「(3) 調査結果の公表 学校・教育委員会が公表するか否かを判断するとなると、いじめがなかったという結果であれば公表し、いじめがあったという結果であれば公表しないということになることが必定となるから、学校・教育委員会には、調査結果を公表するか否かを判断させてはならない。公表する場合の特段の支障を学校・教育委員会に判断させると、学校・教育委員会にとって都合の悪い情報すなわちいじめを隠蔽したことの証拠になり得る情報を特段の支障があるとして伏せて、いじめがなかったという情報ばかりを公表することとするなどしていじめの隠蔽に利用することが必定である。したがって、調査結果を公表するか否か及び公表範囲は、いじめの被害者が判断する。」と修正すべきです。		
	11	第4章 3(1)	「(1) 再調査 第4章 2(2)の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に従い、報告された調査結果について再調査を行うことができる。その場合、市長は、松戸市いじめ調査委員会へ諮問し調査を行う。」とありますが、実際に、松戸市長は、いじめの被害者やその保護者が松戸市いじめ防止対策委員会の判断に問題があるとして松戸市いじめ調査委員会による調査を求めても、その必要はない、調査できない、な	松戸市いじめ調査委員会の設置根拠、その目的について示しています。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			どと言い立てて、調査を拒否し続けています。こうしたことは、いじめ防止対策推進法、松戸市いじめ調査委員会条例に違反するものであり、断じて許されるものではありません。いじめの被害者本人やその家族・遺族が、口頭（対面、電話を問わない。）であれ、書面であれ、松戸市いじめ調査委員会による調査を求めれば必ず、松戸市いじめ調査委員会を開催して調査すべきです。したがって、「いじめの被害者本人やその家族・遺族が、口頭（対面、電話を問わない。）であれ、書面であれ、松戸市いじめ調査委員会による調査を求めれば必ず、松戸市いじめ調査委員会を開催して調査しなければならない。 実際に、松戸市長は、いじめの被害者やその保護者が松戸市いじめ防止対策委員会の判断に問題があるとして松戸市いじめ調査委員会による調査を求めても、その必要はない、調査できない、などと言い立てて、調査を拒否し続けてまいりました。しかし、いじめ防止対策推進法、松戸市いじめ調査委員会条例に違反するものであり、断じて許されるものではありませんから、直ちに松戸市いじめ調査委員会に諮問致します。」と追記すべきです。		
	11	第4章 3(2)	「市長は法第30条3項の規定に従い、再調査の結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容について個々の事案に応じて適切に設定し、個人情報に対しては松戸市個人情報の保護に関する条例に基づき、必要な配慮を確保しなければならない。」とありますが、市長が議会に報告する内容を一部に制限することを定めているが、市長に報告があったものは、いじめ被害者やその保護者が反対しない限りそのまま議会に報告しなければならないものです。したがって、「市長は法第30条3項の規定に従い、再調査の結果を議会に報告しなければならない。市長に報告があったものは、いじめ被害者やその保護者が反対しない限りそのまま議会に報告しなければならない。」と修正すべきです。	議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人情報やプライバシーに配慮した上で、適切に判断してまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	11	第4章 3(3)	「市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。」とありますが、「必要な措置」については、いじめ被害者やその保護者が必要性を判断することとすべきです。市長及び教育委員会が必要性を判断すると、必要な措置を怠って隠蔽を図ることが容易に予想されます。したがって、「必要な措置」については、いじめ被害者やその保護者が必要性を判断する。市長及び教育委員会が必要性を判断すると、必要な措置を怠って隠蔽を図ることが容易に予想されるからである。」と追記すべきです。	調査結果を踏まえ、個々の事案に応じ、対象児童生徒への支援等を行ってまいります。	無
3	1	はじめに	表題 「松戸市いじめ防止基本方針（案）について」 「はじめに」の第2パラグラフ部分に「これまでに、いじめに対する様々な対策が取られてきました」とありますが、これまでの取り組みがどのようなものであってその取り組みの結果がどうであったのか、それを踏まえてこれまでの取り組みの失敗や成功を明らかにしたうえで、それを今回の計画にどう反映させているのかあるいはないのかについて、本計画の「はじめに」の部分に記載すべきであると考えます。	法第12条において、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」とされています。 これまで学校や教育委員会は、法や国、県の基本方針等に則り、いじめの防止等の対策を行ってきましたが、現在の実情を鑑み、全市民のいじめ問題を松戸市全体で取り組むために松戸市基本方針を策定することとしたものです。貴重なご意見として承り、引き続きいじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	無

No.	頁	項目	ご意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
4	8	第3章 3(3)	p8（早期対応）について 学校というのは社会の縮図です。加害行為を行う人間が注意で済む前提であるのは加害行為の軽視ではないでしょうか。いじめは、自らの価値の不安から生じる代償行為であると考えますので、児相や警察と連携して、罰則や更生の機会を設けるべきであると思います。	学校は教育機関であるため、教育的な指導について行います。その中で加害児童に対しても毅然とした児童生徒の内省を伴う指導を行う事で再発防止に努めてまいります。	無

5 市による修正 下記のとおり（頁は、修正後の基本方針のものとなります）

No.	頁	項目	該当箇所	修正内容
1	5	第2章 3(2)	「ア 未然防止（イ）WEBQUの実施」の説明文	WEBQUという言葉の注釈を追記します。 『WEBQUとは、学級集団や児童生徒の状態をアンケートの実施により、実施日当日に多角的に把握することができる学級経営サポートツール』
2	6	第2章 3(2)	「エ インターネットを介してのいじめへの対策」の説明文	公的機関との連携だけではなく、民間企業等との官民一体となった対策をしていくため、説明文に追記します。 『教育委員会は、千葉県及び近隣市と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。関係機関と連携し、児童生徒や保護者に対して資料等を配布するなど啓発活動を実施する。また、情報モラル教育の実施を促し、学校等に講師を派遣する。』を、 『教育委員会は、千葉県及び近隣市と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。 <u>SNSなどのインターネット上において、多様化するいじめや犯罪トラブルに巻き込まれず、児童一人一人が正しい判断ができるよう、教育委員会や警察による講演や情報モラル教育の実施を促し、学校等に講師を派遣する。また、<u>公的機関にとどまらず、携帯電話会社を含む民間企業やNPO法人等の関係機関と連携し、官民一体となって児童生徒や保護者に対して資料等を配布するなど啓発活動を実施する。</u></u> 』

No.	頁	項目	該当箇所	修正内容
3	8	第3章 3(1)	学校における具体的な取り組みの「(1)未然防止」の説明文	人権・多様性について追記します。 『学校は、いじめはどの子どもにも（中略）「教職員のいじめに対する意識の向上」等を通して、 <u>児童生徒の人権や多様性を尊重し、いじめの未然防止に取り組む。</u> 』
4	8	第3章 3(3)	学校における具体的な取り組みの「(3)早期対応」の説明文	原因の究明について追記します。 『 <u>原因の究明にあたっては、いじめの事象のみにとらわれすぎないように留意し、いじめの態様や特質、原因、背景も含め慎重に行う。</u> 』
5	9	第3章 3(4)	学校における具体的な取り組みの「(4)継続支援」の説明文	原因の究明について追記します。 『 <u>原因が究明されたら、適切な再発防止策を講じ、組織的に対応する。</u> 』
6	10	第4章 1(2)	重大事態への対処の「(2)重大事態の報告」の説明文	法第30条の規定に基づき、市長への報告を追記します。 『学校は、法に基づき、重大事態が生じた際は、直ちに教育委員会に報告する。 <u>報告を受けた教育委員会は、速やかに市長に報告する。</u> 』
7	10	第4章 1(5)	重大事態への対処の「(5)聞き取りについて」の説明文	「いじめ防止対策委員会」の表記を、他の記載と合わせ「 <u>松戸市</u> いじめ防止対策委員会」に改めます。